

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 総務・里親推進担当
 内線: 3339

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B311	埼玉県里親会補助		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	埼玉県里親会補助金交付要綱 (任意)			宣言項目	SDGsゴール	10, 16, 4
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	10-3, 16-1, 16-2, 4
1 事業概要			5 事業説明					
<p>家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子供の成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。</p> <p>このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護を必要とする全ての子供にとって、温かい愛情のある家庭環境の下での養育を提供する里親制度は極めて重要である。</p> <p>については、里親制度の充実を図るため、一般社団法人埼玉県里親会が行う里親研修会、里子の進学・就職励会事業及び会報等発行事業について、その経費の一部を補助する。</p> <p>(1) 埼玉県里親会補助 390千円</p>			<p>(1) 事業内容 一般社団法人埼玉県里親会が行う以下の事業に係る費用の一部について、同会に対して補助金を交付 390千円 ア 里親研修事業 イ 里子の進学・就職・励会事業 ウ 会報等発行事業</p> <p>(2) 事業計画 来年度以降も、引き続き里親制度の充実につながる事業経費の一部を補助していく。</p> <p>(3) 事業効果 ア 平成29年度 (7) 里親研修事業 7回開催 (4) 里子の進学・就職・励会事業 進学・就職する里子9人を励 (7) 会報等発行事業 会報1,100部配布、パンフレット1,500部配布 イ 平成30年度 (7) 里親研修事業 13回開催 (4) 里子の進学・就職・励会事業 進学・就職する里子12人を励 (7) 会報等発行事業 会報2,100部配布、パンフレット1,500部配布 ウ 令和元年度 (7) 里親研修事業 6回開催 (4) 里子の進学・就職・励会事業 進学・就職する里子10人を励 (7) 会報等発行事業 会報3,000部配布、パンフレット1,500部配布</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	390						390	△20
前年額	410						410	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																										
B150	民間活用型こども家庭援助事業費 (児童家庭支援センター運営事業費)		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童家庭支援相談体制強化対策事業費																										
事業期間	平成10年度～	根拠法令	児童福祉法第44条の2、児童福祉法施行規則第38条の2			宣言項目	SDGsゴール	16																									
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2																									
1 事業概要			5 事業説明																														
<p>家庭等の相談に専門的知識をもって対応し、また児童相談所・市町村等との連絡調整・支援を行う、県内3か所の児童家庭支援センターに対して運営事業費を補助する。</p> <p>11,722千円×2か所=23,444千円 14,118千円×1か所=14,118千円 合計=37,562千円</p>			<p>(1) 事業の目的 児童家庭支援センターは、児童福祉施設の一つであり(児童福祉法第7条・第44条の2)、専門的な知識を持った職員が児童、家庭、地域からの相談に応じる他、市町村に対する専門的助言、児童相談所から受託された児童に対する指導、里親からの相談・支援、関係機関との連絡調整を行う。 児童家庭支援センターは地域における児童・家庭支援の拠点となっているが、その運営費は国・県の補助金により支えられており、国が定める補助基準額に基づき必要な補助をするものである。</p> <p>(2) 事業内容 ア 地域・家庭からの相談に応じる事業 イ 市町村の求めに応じる事業 (例: 児童・家庭の保護等に関する専門的助言、心理士・相談員の派遣) ウ 児童相談所からの受託 (例: 受託された要保護児童・家庭の継続的な把握・支援) エ 里親支援 (例: 里親に対する専門的助言) オ 関係機関との連絡調整 (例: 市町村の要保護児童対策協議会への参加)</p> <p>(3) 効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(補助金額)</th> <th>(相談実人数)</th> <th>(相談延べ件数)</th> <th>(国補助基準額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>31,563千円</td> <td>1,286人</td> <td>8,554件</td> <td>39,007千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>34,563千円</td> <td>1,343人</td> <td>8,583件</td> <td>48,336千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>34,563千円</td> <td>1,346人</td> <td>9,281件</td> <td>50,304千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>37,562千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国補助基準額 ⇒ ①事務費 (心理担当職員1名+相談担当職員2名分の人件費込み) 基準額: 心理担当職員が常勤の場合 11,526千円、非常勤の場合 7,687千円 ②事業費 基準額: 前年度相談件数に応じて 4,262千円～6,467千円</p>							(補助金額)	(相談実人数)	(相談延べ件数)	(国補助基準額)	平成29年度	31,563千円	1,286人	8,554件	39,007千円	平成30年度	34,563千円	1,343人	8,583件	48,336千円	令和元年度	34,563千円	1,346人	9,281件	50,304千円	令和2年度	37,562千円			
	(補助金額)	(相談実人数)	(相談延べ件数)	(国補助基準額)																													
平成29年度	31,563千円	1,286人	8,554件	39,007千円																													
平成30年度	34,563千円	1,343人	8,583件	48,336千円																													
令和元年度	34,563千円	1,346人	9,281件	50,304千円																													
令和2年度	37,562千円																																
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)																																	
3 地方財政措置の状況 普通交付税 (単位費用) (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 児童相談所費 (積算内容) 児童虐待対策補助金																																	
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.15人=1,425千円																																	
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比																									
決定額	37,562	国庫支出金	18,781				18,781	0																									
前年額	37,562	国庫支出金	18,781				18,781																										

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童相談所整備担当
 内線: 3362 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B221	児童相談所費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費		
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条 等 (義務)		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	16	
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2	
1 事業の概要			5 事業説明						
県内7児童相談所の運営及び児童相談所で運用するシステムの保守管理を行う。 (1) 中央児童相談所費 39,021千円 (2) 南児童相談所費 21,556千円 (3) 川越児童相談所費 20,776千円 (4) 所沢児童相談所費 24,213千円 (5) 熊谷児童相談所費 20,709千円 (6) 越谷児童相談所費 22,362千円 (7) 草加児童相談所費 20,579千円 (8) 児童相談所業務支援システム運営管理費 3,789千円 (9) 法的対応機能強化事業 8,250千円			(1) 事業内容 児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童の健全育成を図る。 (2) 事業計画 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない(児童福祉法第12条)。 児童相談所は、以下の業務を行う。 ア 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う(児童福祉法第12条第2項)。 イ 必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する(児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条)。 ウ 児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は児童を児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託する(児童福祉法第26条、第27条)。 (3) 事業効果 平成25年度 決算額: 92,677千円 相談対応件数: 14,703件 うち児童虐待対応件数: 4,119件 平成26年度 決算額: 98,388千円 相談対応件数: 15,983件 うち児童虐待対応件数: 5,600件 平成27年度 決算額: 103,455千円 相談対応件数: 17,919件 うち児童虐待対応件数: 6,501件 平成28年度 決算額: 99,966千円 相談対応件数: 22,435件 うち児童虐待対応件数: 9,343件 平成29年度 決算額: 99,734千円 相談対応件数: 24,032件 うち児童虐待対応件数: 10,439件 平成30年度 決算額: 106,508千円 相談対応件数: 27,214件 うち児童虐待対応件数: 12,374件 令和元年度 決算額: 120,232千円 相談対応件数: 30,286件 うち児童虐待対応件数: 14,118件						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2): (一部) 報償費、被服費 (県10/10): 上記以外の事業									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童相談所費 (積算内容)児童虐待防止関連経費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×1.2人=11,400千円 (地域機関) 9,500千円×216.0人=2,052,000千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との対比
			国庫支出金	使用料・手数料	財産収入	諸収入			
決定額	181,255	4,699	229		395		175,932	34,343	
前年額	146,912	6,342	235	151	395		139,789		

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童相談所整備担当
 内線: 3362

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B222	児童相談所一時保護所費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費	
事業期間	昭和54年度～	根拠法令 児童福祉法第11条、第12条、第12条の4 児童虐待の防止等に関する法律第4条 等 (義務)	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	16
			分野施策		010103	児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業の概要 県内の児童相談所に併設されている4か所の一時保護所の運営を行う。 (1) 中央児童相談所一時保護所費 54,039千円 (2) 南児童相談所一時保護所費 52,444千円 (3) 所沢児童相談所一時保護所費 60,045千円 (4) 越谷児童相談所一時保護所費 45,649千円 (5) 一時保護環境等改善事業 1,000千円			5 事業説明 (1) 事業内容 児童虐待をはじめとした複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童を良好な環境で一時保護し、児童の健全育成を図る。 (2) 事業計画 児童相談所は、必要に応じて以下のような児童を家庭から離して一時保護する(児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条)。 ア 虐待、放任等緊急に保護を要する児童 イ 行動観察を要する児童 ウ 短期的治療指導を要する児童 (3) 事業効果 平成25年度 決算額: 143,990千円 一時保護児童数: 770人 保護延べ日数: 36,960日 平成26年度 決算額: 138,550千円 一時保護児童数: 755人 保護延べ日数: 35,215日 平成27年度 決算額: 134,301千円 一時保護児童数: 751人 保護延べ日数: 36,454日 平成28年度 決算額: 144,072千円 一時保護児童数: 992人 保護延べ日数: 40,412日 平成29年度 決算額: 153,713千円 一時保護児童数: 937人 保護延べ日数: 38,728日 平成30年度 決算額: 151,826千円 一時保護児童数: 1,007人 保護延べ日数: 43,232日 令和元年度 決算額: 156,454千円 一時保護児童数: 1,054人 保護延べ日数: 42,779日					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2): 生活費、医療費、期末一時扶助(一部)委託料 (県10/10): 上記以外の事業								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童一時保護所費 (積算内容)一時保護所費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×0.4人= 3,800千円 (地域機関) 9,500千円×75.0人=712,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入					
決定額	213,177	38,703	7,043				167,431	33,464
前年額	179,713	38,696	6,630				134,387	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童虐待対策担当
 内線: 3335 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B147	児童虐待ケア対策強化事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費		
事業期間	平成 9年度～	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律第4条、第9条の3、第9条の7 児童福祉法第11条、第12条 等 (義務)			宣言項目		SDGsゴール	16	
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実		SDGsターゲット	16-1, 16-2, 16-3, 16-6	
1 事業概要	虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発等を行い、児童虐待に対する総合的な施策を展開する。 (1) 児童相談体制強化事業費 20,634千円 ⇒19,534千円 (2) 心のケア対策費 4,904千円 ⇒4,870千円 (3) 一時保護所教育職員配置事業費 1,080千円 ⇒1,080千円 (4) 児童虐待防止アピール事業 3,609千円 (5) 未成年後見人支援事業 3,787千円 (6) 立入調査等対策費 208千円			5 事業説明 (1) 事業内容、事業計画 ア 児童相談体制強化事業費 (ア) 保護者の心理ケア推進事業 保護者の心理ケアを行う心理相談員(非常勤)を各児童相談所に1名ずつ配置 (イ) 児童相談法的対応強化事業 各児童相談所での弁護士相談、訴訟対応費用、家庭裁判所申立てに係る費用 (ロ) 権利擁護機能強化事業・外部専門家スーパーバイズ機能強化事業 性的虐待が疑われる事案について被害確認面接を実施、専門知識を有する外部専門家から指導・助言を受ける (エ) 重大事例検証委員会運営事業 重大事例を検証し再発防止を図るため有識者による委員会を開催する イ 心のケア対策費 (ア) 一時保護所心理職員配置費 児童の心理ケアを行う心理職員(非常勤)を各一時保護所に1名ずつ配置 (イ) 児童相談所カウンセリング強化事業 精神科等の嘱託医によるカウンセリングを各児童相談所(中央児童相談所を除く)で実施 (ロ) 家族再統合のための治療的プログラム事業 a PCITプログラム b MY TREEペアレンツ・プログラム ウ 一時保護所教育職員配置事業費 学習指導員(非常勤)を各一時保護所に2名ずつ配置 エ 児童虐待防止アピール事業 (ア) 児童虐待防止啓発事業 県民に児童虐待の早期通告などの重要性を周知するための啓発活動を実施 (イ) CAPプログラム等事業 子供への暴力防止プログラムの実施 オ 未成年後見人支援事業 未成年後見人の報酬を補助、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険料を補助 カ 立入調査等対策費 臨検・捜索の際の解錠等の費用						
2 事業主体及び負担区分	(県10/10): 上記(3)、(4)のうちCAPプログラム (国1/2・県1/2): 上記以外の事業			(2) 事業効果 虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発などが図られた。						
3 地方財政措置の状況	普通交付税(単位費用) (区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費(細目) 児童相談所費(積算内容) 児童虐待・DV対策等総合支援事業(細目) 児童一時保護所費(積算内容) 一時保護所費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	(本庁) 9,500千円×1.0人=9,500千円 (地域機関) 9,500千円×5.4人=51,300千円									
財 源 内 訳										
予算額		国庫支出金						一般財源		前年との対比
決定額	33,088	15,708					17,380	△1,118		
前年額	34,206	15,708					18,498			

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童虐待対策担当
 内線: 3335

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B148	市町村児童相談体制強化事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	平成23年度～	根拠法令	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律 (任意)			宣言項目	SDGsゴール 16	
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット 16-2	
1 事業の概要			5 事業説明					
市町村に対し職員の研修その他の援助を行い、児童虐待の早期発見及び早期かつ適切な対応の強化を図る。 また、児相OB職員の市町村派遣により、市町村での児童虐待対応を支援する。 (1) キーパーソン養成等事業 679千円 (2) 市町村職員等の専門性向上事業 1,109千円 (3) 児相OB職員の市町村派遣事業 0円 (4) 非常勤職員関係 0円 (5) 児童虐待防止サポーター養成事業 8,630千円 (6) 法改正対応研修等事業 13,939千円 (7) 市町村への人的支援事業 84千円			(1) 事業内容 ア キーパーソン養成等事業(10～2月) 679千円 市町村で児童家庭相談に応じる職員を対象に研修等を実施する。 イ 市町村職員等の専門性向上事業(5～2月) 1,109千円 市町村職員等を対象に保護者支援トレーナー養成の講習会を実施する。 ウ 非常勤職員関係(アの非常勤職員関係費用) 0千円→0千円 エ 児童虐待防止サポーター養成事業 8,630千円→8,630千円 子供と直接接する職種に虐待対応研修を実施する。 オ 法改正対応研修等事業 17,183千円→13,939千円 要対協専門職及び児童福祉司等に対する研修実施、法的対応強化、市町村への指導委託を実施する。 カ 市町村への人的支援事業 84千円→84千円 虐待対応に精通した児童心理司経験者や警察官OB等を市町村に派遣し、虐待対応について、助言、同行訪問等の援助を行う。 (2) 事業計画 ア キーパーソン養成事業 前期研修(講義、4日間)、後期研修(児童相談所での実地研修、3日間) イ 市町村職員等の専門性向上事業 保護者支援トレーナー養成講座(年2回、各2日間) ウ 非常勤職員関係(アの非常勤職員関係費用) エ 児童虐待防止サポーター養成事業 保育士、幼稚園教諭、主任児童委員等に対する研修 オ 法改正対応研修等事業 要対協専門職研修(講義、4日間)、児童福祉司研修(講義、5日間) カ 市町村への人的支援事業 (ア) 市町村支援員(児童福祉司経験者等) 児童虐待ケースの適切な進行管理等の支援 (イ) 市町村心理支援員(児童心理司経験者等) 父母の心理面など家族全体のアセスメントの支援 (3) 事業効果 児童虐待の早期発見・早期対応など、児童虐待対応力の強化 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーとの連携状況 事業の一部について県内NPO法人等を活用					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体: 県 負担区分: (県10/10)【1、7、4の一部】 (国1/2、県1/2)【2、3、4、5、6の一部】								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費 (積算内容)児童虐待・DV対策等総合支援事業								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	24,441	2,821					21,620	△3,244
前年額	27,685	2,821					24,864	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 総務・里親推進担当
 内線: 3340

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B149	市町村要対協等支援事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	平成25年度～	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律第4条 児童福祉法第10条、第11条 等 (義務)	宣言項目		010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実		SDGsゴール	16
	分野施策					SDGsターゲット	16-2		
1 事業の概要				5 事業説明					
市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の機能強化に要する費用並びに市町村が行う短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業に要する費用の一部を補助する。 (1) 要保護児童対策地域協議会支援事業 14,184千円 (2) 子育て短期支援事業 2,372千円				(1) 事業内容 ア 要保護児童対策地域協議会支援事業 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の機能強化に要する費用の一部を補助する。 イ 子育て短期支援事業 市町村が行う以下の事業に要する費用の一部を補助する。 (7) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 保護者が疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う。 (4) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難になった場合その他緊急の場合において、児童養護施設等において保護し、生活指導や食事の提供等を行う。 (2) 事業計画 補助金の交付に係る事務(通年) 対象: 63市町村 (3) 事業効果 ア 要保護児童対策地域協議会支援事業 県内市町村の要保護児童対策地域協議会の機能が強化されることにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に効果が見込まれる。 イ 子育て短期支援事業 一時的に養育が困難となった児童等に対して、適切な施設が養育・保護を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上に効果が見込まれる。					
2 事業主体及び負担区分									
国1/3 (県1/3) 市1/3									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
(本庁) 9,500千円×1人=9,500千円									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	16,556							16,556	6,000
前年額	10,556							10,556	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童虐待対策担当
 内線: 3335

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B151	児童虐待対応医療ネットワーク事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	平成28年度～	根拠法令	児童虐待防止法第4条(義務)			宣言項目		SDGsゴール 16
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業の概要 児童の安心・安全を確保するため、医療分野での児童虐待に関する理解を深めるとともに、早期相談、通告体制の整備を図る。 (1) 児童虐待対応医療ネットワーク事業 3,077千円			5 事業説明 (1) 事業内容 児童虐待対応について詳しくノウハウのある拠点病院(県立小児医療センターを予定)に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関からの児童虐待相談窓口を明確化する。 児童虐待診断や対応に慣れている専門医によるコンサルタント体制をつくる。 (2) 事業計画 ○ 事業について医療機関への周知を行う。 ○ 地域の医療機関からの相談、研修は、児童虐待対応に知識、経験を有する拠点病院(県立小児医療センターを予定)に委託する。 ・児童虐待専門コーディネーター(ソーシャルワーカー)の配置 ・医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言等 ・児童相談所からの医療的相談への助言等 ・児童虐待対応能力向上のための医療機関向け研修 年3回 ・拠点病院における児童虐待対応体制の整備 (3) 事業効果 ・地域の医療機関における児童虐待への対応力の強化 ・医療・福祉・保健関係者の連携強化 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 児童虐待対応に関する経験の豊富な地域の医療機関を活用					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2) 拠点病院0								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費(細説) 児童相談所費(積算内容) 児童虐待・DV対策等総合支援事業								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×0.2= 1,900千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金						
決定額	3,077	1,505					1,572	△130
前年額	3,207	1,558					1,649	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童虐待対策担当
 内線: 3335

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B152	警察との連携強化事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	令和元年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条 等 (義務)	宣言項目			010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsゴール	16
	分野施策			SDGsターゲット	16-1, 16-2, 16-3, 16-6				
1 事業概要			5 事業説明						
児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、警察との情報共有に係る新たなシステムを整備し、警察との連携をより一層強化する。 (1) 警察との連携強化事業 6,270千円			(1) 事業内容 ア 児童虐待情報共有システムの運用 児童相談所における業務支援システム運用について高い専門性を有する民間業者に開発業務を委託し、警察との情報共有のための児童虐待情報共有システムの運用を行う。 イ 端末のリース システム運用にかかる機器のリース保守を行う。(県内警察署、県警少年課が対象) (2) 事業計画 (令和2年度～) ・ システムの本稼働開始 (3) 事業効果 ・ データ更新が毎日可能となる。(速達性の向上により、リアルタイムに共有) ・ 家族状況等詳細な情報を共有できる。(情報共有の範囲拡大により、的確にリスク等を共有) ・ 児童相談所と警察署が直接つながる。(ダイレクトに児童相談所、警察が双方の対応状況等を共有)						
2 事業主体及び負担区分			実施主体: 県 負担区分: (県10/10)						
3 地方財政措置の状況			なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.5人=4,750千円						
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	6,270							6,270	△254
前年額	6,524							6,524	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童虐待対策担当
 内線: 3335

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B163	児童の安全確認強化事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	令和元年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条、第8条 等（義務）		宣言項目 分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsゴール 16	SDGsターゲット 16-2
1 事業概要			5 事業説明					
児童虐待対応における児童の安全確認に際して、民間が担える業務を外部委託することで、児童相談所が行う児童の安全確認を強化するもの。 (1) 児童の安全確認強化事業 18,313千円			(1) 事業内容 ・ 児童虐待通告のうち、泣き声での通告などリスクが低いと児童相談所が判断したものについて、外部の民間団体に家庭訪問などの安全確認業務を委託する。 (2) 事業計画 ・ 業務内容について現場の意見も踏まえ、マニュアルを作成する。 ・ 業務委託にあたり実地研修等を実施する。 ・ 児童相談所と十分な連携を図り、家庭訪問などの児童の安全確認業務を行う。 ・ 対応の範囲を3か所の児童相談所の管轄とする。 ・ 委託可能な日を、児童相談所の開庁日（日曜日・祝日・年末年始を除く）及び土曜日とする。 (3) 事業効果 ・ 職員が不在でも、迅速な安全確認ができる。 ・ 児童相談所の職員がリスクの高い事案の対応に力を注げる。 <想定される件数> ・ 3か所の児童相談所において年間600件程度（近隣からの泣き声での通告などで委託可能なもの）					
2 事業主体及び負担区分								
実施主体: 県 負担区分: (県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
(本庁) 9,500千円×0.5人=4,750千円 (地域機関) 9,500千円×1人=9,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	18,313						18,313	0
前年額	18,313						18,313	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童相談所整備担当
 内線: 3362

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B165	児童相談所整備事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	令和 3年度～ 令和 6年度	根拠法令	児童福祉法		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	16
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業概要			5 事業説明					
児童虐待相談対応件数の増加や、それに伴う児童相談所職員の増員による気積不足等に対応するため、県設置8番目の児童相談所の整備を行うとともに、既存児童相談所の改修等を行う。 (1) 第8児童相談所(仮称)整備費 67,668千円 (2) 児童相談所気積確保整備事業 58,978千円			(1) 事業内容 ア 第8児童相談所(仮称)整備費 8番目の県設置の児童相談所(一時保護所併設)の整備のための基本設計・測量等 イ 児童相談所気積確保整備事業 執務室の気積不足が見込まれる児童相談所(中央・南・草加)の執務室を拡張し、気積を確保するための増築・改修工事に関する設計・測量等 (2) 事業計画 ア 令和3年度 : 基本設計・測量等 令和4年度 : 実施設計 令和5～6年度 : 新設工事 令和7年度 : 開所 イ 令和3年度 : 設計・測量等 令和4年度 : 増築・改修工事 (3) 事業効果 ア (ア)管轄人口が100万人を超える川越児童相談所、所沢児童相談所の管轄人口の減少 (イ)一時保護所定員の増加(150人→180人) ※熊谷児相整備を含む (ウ)川越児童相談所、所沢児童相談所の気積不足の解消 イ 児童相談所(中央・南・草加)の気積不足の解消 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 新たな児童相談所の新設により、関係機関との迅速な連携体制が構築される (5) その他 虐待相談対応件数: 埼玉県 5,133件(H25)→17,473件(R1) 一時保護児童数 : 埼玉県 770件(H25)→1,007件(R1)					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童相談所費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費: 9,500千円×3人=28,500千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
予算額		県 債						
決定額	126,646	30,000					96,646	126,646
前年額	0						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童相談所整備担当
 内線: 3362 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B166	児童相談所機能強化推進事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	令和元年度～ 令和13年度	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律 児童福祉法等 (義務)		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	16
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業概要			5 事業説明					
児童虐待相談対応件数の増加や、それに伴う職員の増員等に対応するため、児童相談所の整備・機能強化を推進する。 (1) 児童福祉司等確保事業 4,184千円 (2) 熊谷児童相談所・一時保護所整備費 (解体工事) 65,000千円 (3) 児童相談所等の機能強化 3,743千円			(1) 事業内容 ア 児童福祉司等確保事業 (ア) 就職関連情報の広報 (イ) 就職関連サイト掲載 イ 熊谷児童相談所・一時保護所整備費 (解体工事) 熊谷児童相談所建設のための消費生活支援センター熊谷の解体工事 (継続費2/2年目) ウ 児童相談所等の機能強化 弁護士の草加児童相談所への配置等 (2) 事業計画 ア 児童福祉法等の改正による職員配置基準の変更等による職員の増加に対応するため、就職関連情報の広報や就職関連サイトへの掲載を行い、児童福祉司等の確保を行う。 イ 熊谷児童相談所建設のため、建設地となる消費生活支援センター熊谷の解体工事を行う。 熊谷児童相談所・一時保護所整備費 (解体工事) R2 R3 解体工事 解体工事 ウ (ウ) 弁護士を草加児童相談所に配置する。 (イ) 草加児童相談所において里親研修会を開催する。 (ウ) 一時保護所の保護児童に対し、口腔ケアの指導を行う。 (3) 事業効果 ・児童福祉司等の必要数を確保する。 ・新しい児童相談所及び一時保護所を設置すること等により、児童福祉司の負担軽減や一時保護所の満員状況の常態化の解消などを図る。 ・児童相談所及び一時保護所の機能強化を図る。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国1/2・県1/2) (2) (県10/10) (3) (国1/2・県1/2)、(国10/10)								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税 (単位費用) 社会福祉費 児童福祉費 児童相談所費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×5.0人=47,500千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	72,927	4,746	65,000				3,181	△102,829
前年額	175,756	1,444	159,000				15,312	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童虐待対策担当
 内線: 3335

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B167	SNSを活用した児童虐待相談事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童の虐待防止等に関する法律第4条 等 (義務)	宣言項目 分野施策				SDGsゴール	16
1 事業概要			5 事業説明						
<p>新型コロナウイルス感染症が収束しない中、これまでにないストレスにより、児童虐待のリスクが高まっており、虐待の未然防止が喫緊の課題となっている。そのため、SNSを活用し、子供や保護者がどこからでも相談できる相談窓口を開設し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。</p>			<p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS活用相談事業 子育てに悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、SNSを活用し、どこからでも相談できる窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。 <p>(2) 事業計画 (令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS相談窓口の設置 <p>(3) 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS相談窓口の開設により、児童虐待の早期発見・早期対応につなげる。 						
2 事業主体及び負担区分			さいたま市負担分12,205千円 (国1/2・県1/2) : (1)の事業						
3 地方財政措置の状況			なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.2人=1,900千円						
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	51,421	国庫支出金	19,608	諸収入	12,205			19,608	51,421
前年額	0							0	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童権利擁護担当
 内線: 834-8755

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B146	子供の権利擁護事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子供の権利擁護事業費	
事業期間	平成14年度～	根拠法令	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例 第3条(義務)			宣言項目		SDGsゴール 4
					分野施策	061456 人権の尊重		SDGsターゲット 4-1
1 事業概要			5 事業説明					
大きな社会問題となっている児童虐待やいじめ、体罰等、子供の権利を著しく侵害する行為に対応するために子どもの権利擁護委員会を運営し、子供を権利侵害から救済する。 (1) 子どもの権利擁護委員会の運営 3,891千円 (2) 子供の権利擁護啓発 439千円			(1) 事業内容 ア 子供の権利擁護事業費 242千円 イ 子供の権利擁護事業費(委員・調査専門員報酬等) 3,649千円 ウ 子供の権利擁護啓発事業費(P R用カード・チラシの作成配布) 439千円 (2) 事業計画 子どもの権利擁護委員会での審議見込案件数 100件(平成29年度 89回 平成30年度 80回 令和元年度 116回) 委員会開催予定回数 18回(平成29年度 18回 平成30年度 18回 令和元年度 18回) 調査・調整活動見込回数 76回(平成29年度 45回 平成30年度 52回 令和元年度 79回) (3) 事業効果 電話相談から委員会につながった子供の権利侵害に関する相談については、委員会による面接相談や調査・調整活動を通じてほぼ全ての事案について一定の改善が見られている。 平成29年度 継続案件 13 新規案件 2 計 15 (終結案件 12 次年度継続案件 3) 平成30年度 継続案件 3 新規案件 10 計 13 (終結案件 5 次年度継続案件 8) 令和元年度 継続案件 8 新規案件 8 計 16 (終結案件 9 次年度継続案件 7) (4) 県民・民間活力。職員マンパワーの活用、他団体との連携状況 教育委員会、学校、児童相談所等と連携を図り、権利侵害の早期解決を図っている。 (5) その他 【子どもの権利擁護委員会の概要】 ○委員(3名) 委員会において調査専門員からの報告を受け、今後の方針を審議し、調査専門員へ指示する。委員会は、改善が見られない機関等について、必要に応じ、勧告や意見表明、公表等を行うことができる。 ○調査専門員(4名) 電話相談から引き継いだ権利侵害事案について、面接相談や委員会の指示により調査・調整等を行い、その結果を委員会へ報告する。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) 実施主体 県								
(2) 負担区分 県(10/10)及び一部国(定額)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.7人=16,150千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	4,330	313					4,017	0
前年額	4,330	313					4,017	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童虐待対策担当
 内線: 3335

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B162	休日夜間児童虐待通告対応力強化事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	休日夜間児童虐待通報対策事業費	
事業期間	平成18年度～	根拠法令 児童虐待の防止等に関する法律第4条、第6条 児童福祉法第25条、第25条の6(義務)	宣言項目 分野施策			010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsゴール	16
	SDGsターゲット						16-2	
1 事業概要 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、休日、夜間に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置する。 (1) 休日夜間児童虐待通告対応力強化事業 31,544千円			5 事業説明 (1) 事業内容 休日、夜間等の児童相談所の業務時間外においても児童虐待通告を受理できるよう、専用の電話通報窓口を設置。 ・平日: 18:15～翌8:30 ・土日、祝日: 24時間 (2) 事業計画 ア 10月から民間に委託 イ 9月までは直営で行うため、そのための必要経費を確保 ウ 緊急対応を要する通告があった場合は、児童相談所の当番職員の携帯電話に連絡し、児童相談所が対応 エ 情報共有と事例研究のため、定期的に連絡会議を開催 (3) 事業効果 平成27年度 受付件数: 1,170件(虐待通告: 788件、虐待以外の相談: 382件) 即日訪問・安否確認: 12件、緊急一時保護: 21件、110番通報: 16件 平成28年度 受付件数: 1,404件(虐待通告: 868件、虐待以外の相談: 536件) 即日訪問・安否確認: 5件、緊急一時保護: 11件、110番通報: 10件 平成29年度 受付件数: 1,293件(虐待通告: 788件、虐待以外の相談505件) 即日訪問・安否確認: 14件、緊急一時保護: 18件、110番通報: 15件 平成30年度 受付件数: 1,887件(虐待通告: 1,137件、虐待以外の相談750件) 即日訪問・安否確認: 7件、緊急一時保護: 10件、110番通報: 17件 令和元年度 受付件数: 2,130件(虐待通告: 963件、虐待以外の相談1,167件) 即日訪問・安否確認: 10件、緊急一時保護: 11件、110番通報: 45件					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)一部								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・DV対策等総合支援事業								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×0.1人= 950千円 (地域機関) 9,500千円×2.0人=19,000千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との 対比
		国庫支出金						
決定額	31,544	7,787					23,757	26,488
前年額	5,056	1,276					3,780	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 児童相談所整備担当
 内線: 3362 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B164	熊谷児童相談所・一時保護所整備費 (継続事業第1年次支出額)		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	熊谷児童相談所・一時保護所棟整備費 (継続事業第1年次支出額)	
事業期間	令和3年度～ 令和4年度	根拠法令	児童福祉法		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	16
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業概要			5 事業説明					
熊谷児童相談所(一時保護所併設)を旧消費生活支援センター熊谷跡地に整備する。 継続費総額 1,888,842千円 (令和3年度 629,790千円:33%) (令和4年度 1,259,052千円:67%)			(1) 事業内容 現熊谷児童相談所の南側に位置する旧消費生活支援センター熊谷跡地に熊谷児童相談所(一時保護所併設)を整備する (2) 事業計画 令和3年度 建設工事 令和4年度 建設工事 令和5年度 開所 (3) 事業効果 ・熊谷児童相談所の将来的な気積不足の解消 ・県設置の一時保護所定員の増加(120人→150人) ・熊谷児童相談所から中央児童相談所一時保護所への移送等に要する時間の削減 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 研修室等の整備により、関係機関との連携の強化が図られる (5) その他 継続費総額 1,888,842千円 (令和3年度 629,790千円:33%) (令和4年度 1,259,052千円:67%)					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)、一部(国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童相談所費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費:9,500千円×3人=28,500千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			国庫支出金	県 債				
決定額	629,790	154,499	474,000				1,291	629,790
前年額	0						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B223	入所施設児童保護措置費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第27条、第45条及び第50条(義務)			宣言項目	SDGsゴール	16
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業概要			5 事業説明					
<p>児童相談所長が、児童を施設に入所措置、里親に委託措置、一時保護委託した場合、又はファミリーホームの実施者に委託した場合、及び義務教育修了児童等を自立援助ホームの実施者に委託した場合、それぞれ必要な事務費・入所児童の生活諸費等を支弁する。</p> <p>(1) 入所施設児童保護措置費 9,461,475千円 (2) 社会的養護自立支援事業 36,451千円</p>			<p>(1) 入所施設児童保護措置費(国1/2)</p> <p>ア 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童保護措置費：事務費(職員人件費、施設管理費)及び事業費(措置児童の生活費、教育費等) ○医療費審査支払委託料：措置費のうち医療に係る経費について、レセプトの審査の委託等に要する費用 <p>イ 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支弁額実績 平成29年度決算：6,933,619千円、平成30年度決算：7,175,119千円、令和元年度決算7,757,891千円 ○措置児童数実績 児童養護施設9,428人、乳児院1,879人、里親2,385人、児童心理566人、自立援助ホーム408人、ファミリーホーム988人 <p>ウ 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度在籍延べ措置児童数見込み 児童養護施設9,702人、乳児院2,378人、里親2,429人、児童心理539人、自立援助ホーム323人、ファミリーホーム978人 ○令和3年度施設数の変動見込み(カッコ内は令和2年度) 自立援助ホーム17か所(16)、ファミリーホーム24か所(21) 他は変動予定無し。 					
2 事業主体及び負担区分			(2) 社会的養護自立支援事業					
社会福祉法人等(国1/2・県1/2)			<p>国は平成29年度から施設等への入所措置者で18歳(措置延長の場合20歳)到達により措置解除された者のうち、支援が必要な者については、22歳に達する年度末まで自立のための支援を継続して行うための事業を開始した。 対象者が継続して施設等で生活できるように施設に住居費、生活費を支給する。また、自立のための計画を支援コーディネーターが作成し、対象者へ自立に向けた支援を行うものである。</p>					
3 地方財政措置の状況								
普通交付税(単位費用)								
(区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費								
(細部) 児童措置費(積算内容) 児童福祉施設扶助費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	9,497,926	国庫支出金	4,710,836	分担金・負担金	24,815		4,762,275	802,490
前年額	8,695,436		4,311,899		24,437		4,359,100	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業										
B224	母子生活支援施設・助産施設児童保護措置費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費										
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第50条、第51条及び第55条（義務）			宣言項目		SDGsゴール	5								
	分野施策					010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	5-2									
1 事業概要			5 事業説明														
<p>県福祉事務所長及び市福祉事務所長が、母子(妊産婦)を母子生活支援施設(助産施設)へ入所させた場合に、必要な費用を支弁する。</p> <p>(1) 委託料(県入所措置分) 42,399千円</p> <p>(2) 県費負担金(市入所措置分) 62,655千円</p>			<p>(1) 目的 県及び市の福祉事務所が、母子家庭等の母子を母子生活支援施設に措置した場合、また、妊産婦を助産施設に措置した場合に、必要な費用を支弁する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>○委託料(県入所措置分) 42,399千円 県福祉事務所が母子生活支援施設・助産施設に措置した場合、かかる費用のうち2分の1を県が負担する。 母子生活支援施設：令和3年度入所見込世帯(者)数92世帯(243人) 助産施設：令和3年度入所見込数3人</p> <p>○県費負担金(市入所措置分) 62,655千円 市福祉事務所が母子生活支援施設・助産施設に措置した場合、かかる費用のうち4分の1を県が負担する。</p> <p>(3) 事業効果</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度実績</td> <td>76,514千円</td> <td>母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：525世帯・66人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度実績</td> <td>79,046千円</td> <td>母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：496世帯・51人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度実績</td> <td>80,367千円</td> <td>母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：472世帯・56人</td> </tr> </table> <p>(4) その他 入所者の居住地により、保護の実施主体が異なる。 町村在住：県福祉事務所 市在住：市福祉事務所</p>						平成29年度実績	76,514千円	母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：525世帯・66人	平成30年度実績	79,046千円	母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：496世帯・51人	令和元年度実績	80,367千円	母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：472世帯・56人
平成29年度実績	76,514千円	母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：525世帯・66人															
平成30年度実績	79,046千円	母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：496世帯・51人															
令和元年度実績	80,367千円	母子生活支援施設世帯数・助産施設入所人数(延べ)：472世帯・56人															
2 事業主体及び負担区分																	
1(国1/2・県1/2)																	
2(国1/2・県1/4・市1/4)																	
3 地方財政措置の状況																	
普通交付税(単位費用)																	
(区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費																	
(細節) 児童措置費																	
(積算内容) 助産施設、母子生活支援施設(1/2)																	
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																	
9,500千円×0.1人=950千円																	
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比									
			国庫支出金	分担金・負担金													
決定額	105,054	21,179	39			83,836	4,700										
前年額	100,354	22,071	9			78,274											

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B155	児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費	
事業期間	平成11年度～令和5年度	根拠法令	児童福祉法第50条、埼玉県虐待禁止条例第19条、児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費補助金交付要綱等		宣言項目分野施策		SDGsゴール	4, 16
							SDGsターゲット	4-3, 16-2
1 事業概要			5 事業説明					
<p>児童養護施設等において児童の社会性の醸成、感染症予防、優良な職員の確保等の対策を総合的に行うことにより、入所児童の自立支援と施設機能強化を図る。</p> <p>また、児童養護施設等の施設長・職員の資質向上を図るための研修を実施する。</p> <p>(1) 施設入所児童等健全育成推進事業費 35,463千円</p> <p>(2) 民間児童養護施設等人材確保対策事業費 15,000千円</p> <p>(3) 乳幼児突然死症候群予防対策費 1,237千円</p> <p>(4) 基幹的職員研修事業費 489千円</p> <p>(5) 児童虐待防止に関する施設職員等研修事業費 4,406千円</p>			<p>(1) 目的</p> <p>県内の児童養護施設等が、社会性の醸成、感染症予防及び優良な職員の確保等の対策を総合的に行うことにより、施設の機能強化を図り、入所児童の自立支援に関する取組を進めるよう支援する。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 子どもの暮らし応援事業費</p> <p>【施設入所児童等健全育成推進事業費】</p> <p>① 入所児童等社会活動支援費</p> <p>② フェアスタート応援事業費</p> <p>③ 賠償責任保険掛金助成費</p> <p>【民間児童養護施設等人材確保対策事業費】</p> <p>④ 児童自立支援対策費</p> <p>【その他】</p> <p>⑤ 乳幼児突然死症候群予防対策費</p> <p>⑥ 基幹的職員研修事業費</p> <p>⑦ 児童虐待防止に関する施設職員等研修事業費</p>					
2 事業主体及び負担区分			(3) 事業効果					
<p>子どもの暮らし応援事業費のうち基幹的職員研修費及び職員の資質向上研修費(国1/2・県1/2)他事業費(県10/10)</p>			<p>平成29年度実績 108,095千円 対象施設等数: 53ヶ所</p> <p>平成30年度実績 83,023千円 対象施設等数: 54ヶ所</p> <p>令和元年度実績 70,283千円 対象施設等数: 52ヶ所</p>					
3 地方財政措置の状況			(4) 主な変更事項					
<p>普通交付税(単位費用)</p> <p>(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・DV対策等総合支援事業</p>			<p>・施設入所高齢児童等支援対策費を廃止</p>					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.2人=1,900千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	56,595	国庫支出金	1,996				54,599	△31,610
前年額	88,205		13,992				74,213	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B156	児童養護施設退所者を10年支える自立支援事業(ささえーる)		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費		
事業期間	平成28年度～ 令和4年度	根拠法令	児童福祉法第41条			宣言項目		SDGsゴール	3, 10
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	10-4	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>「退所者アフターケア事業」では、退所児童等アフターケア事業所を運営し、退所者たちが気軽に集い、相談できる居場所を提供する。また、施設や退所者の必要に応じて就労や自立のための支援を行い、セミナー等を開催する。</p> <p>「希望の家事業」では、社会福祉士による大学等進学者への支援を行い、退所児童等の自立支援を推進する。</p> <p>(1) 児童養護施設等退所者アフターケア事業 14,923千円</p> <p>(2) 希望の家事業 20,830千円</p>			<p>(1) 事業目的</p> <p>「退所者アフターケア事業」では、退所児童等アフターケア事業所を運営し、退所者たちが気軽に集い、相談できる居場所を提供する。また、施設や退所者の必要に応じて就労や自立のための支援を行い、セミナー等を開催する。「希望の家事業」では、社会福祉士による大学等進学者への支援を行い、退所児童等の自立支援を推進する。</p> <p>※令和3年度よりさいたま市が市措置児童の委託費相当額を負担予定。(ア、イともに負担予定)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 児童養護施設等アフターケア事業</p> <p>退所児童等アフターケア事業所「クローバーハウス」では、支援員がメール、電話、来所による退所者等の相談に応じるとともに、退所者が気軽に立ち寄れる部屋を設け、仕事や生活の中で抱える不安の相談に応じたり、退所者の仲間同士が集い、交流していく場を運営する。</p> <p>就労や自立の支援については、施設入所から金銭管理や就労体験等の機会を提供するとともに、退所者には離職時の職業紹介、職場訪問による定着支援等、個別の事情に応じた支援を行う。</p> <p>イ 希望の家事業</p> <p>児童養護施設等を退所、又は里親等の委託を解除となった児童で、大学、専門学校等に進学した者を対象に、在学中、低額の住居を貸し付け、あわせて支援員による生活相談などの支援を提供し、もって親からの支援(精神面・経済面)に乏しい退所者が一人暮らしをし通学、卒業できるよう支援していく。</p> <p>平成27年度に開設し、現在まで公益社団法人埼玉県社会福祉士会に事業運営を委託している。</p> <p>県内4カ所に4人(1人1室)分、計4×4=16人分を確保し、運営している。</p> <p>※令和3年度さいたま市負担分として4部屋拡充予定。4カ所×5人</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>退所者の就業・進学継続100%を目指す。</p>						
2 事業主体及び負担区分			イ 希望の家事業						
国1/2、県1/2 政令市から負担あり			児童養護施設等を退所、又は里親等の委託を解除となった児童で、大学、専門学校等に進学した者を対象に、在学中、低額の住居を貸し付け、あわせて支援員による生活相談などの支援を提供し、もって親からの支援(精神面・経済面)に乏しい退所者が一人暮らしをし通学、卒業できるよう支援していく。 <p>平成27年度に開設し、現在まで公益社団法人埼玉県社会福祉士会に事業運営を委託している。</p> <p>県内4カ所に4人(1人1室)分、計4×4=16人分を確保し、運営している。</p>						
3 地方財政措置の状況			※令和3年度さいたま市負担分として4部屋拡充予定。4カ所×5人						
普通交付税(単位費用)			(3) 事業効果						
(区分) 社会福祉(細目) 児童福祉費(細目) 児童相談所(積算内容) 児童虐待・DV対策等総合支援事業			退所者の就業・進学継続100%を目指す。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1人=9,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	35,753	14,398	6,956					14,399	6,957
前年額	28,796	14,398						14,398	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B157	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費		
事業期間	平成28年度～	根拠法令	児童福祉法第41条 (任意)			宣言項目		SDGsゴール	10
	分野施策					010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	10-4	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための資金の貸付を行う。</p> <p>(1) 児童養護施設退所者等自立支援貸付事業費 1,013千円</p>			<p>(1) 事業内容 児童養護施設退所者等の中には、保護者がいない又は保護者の養育拒否等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学に追い込まれる者もあり、また、保護者からの援助がないために就職に必要な資格の取得が困難な場合がある。</p> <p>このため、児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を早急に進めることを目的とし、資金の貸付を行う。</p> <p>(2) 事業計画 県社会福祉協議会に業務を委託し、貸付原資を積立金として補助する。県社会福祉協議会は、対象となる児童に対して貸し付けを行うとともに、家計相談等の実施を通じて、貸付金の償還に向けた助言指導を行う。</p> <p>(3) 事業効果 児童養護施設退所者等の離職率や大学等の中退率の低下が見込まれる。</p> <p>(4) 退所者アフターケア事業との連携状況 既に実施している「退所者支援センター・就労支援チーム派遣事業」及び「希望の家事業」の受託事業者との協力を通じて、児童養護施設退所者等の自立を支援する。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
県10/10									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
決定額	1,013					1,013	0		
前年額	1,013					1,013			

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B158	児童養護施設等高機能化促進事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費		
事業期間	令和元年度～	根拠法令	児童福祉法第50条			宣言項目		SDGsゴール	16
	令和5年度					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業概要			5 事業説明						
<p>児童養護施設、乳児院において心理的ケアを要する児童や心身障害・病虚弱乳幼児などケアニーズが高い児童、緊急の入所措置を要する児童の受入を促進するため、施設職員の人件費等に対して県が補助する。</p> <p>(1) 児童養護施設高機能化促進事業、児童受入の促進 6,840千円 (県10/10)</p> <p>(2) 乳児院の高機能化、重症心身障害児・病虚弱児の受入及び緊急受入の促進 27,727千円 (国1/2・一部県10/10)</p>			<p>(1) 事業目的 児童養護施設等が、問題行動が表面化しているなど心理的なケアの必要性が高い児童を受け入れることができるよう、また、乳児院が心身障害児や病虚弱児などの乳幼児や緊急に保護が必要な乳幼児を安全に受け入れることが出来るよう、支援を行う施設や受入をする施設に対して対応に要する専門職員の人件費等を補助し、施設の機能強化を促進する。</p> <p>(2) 事業内容 【高齢児】 児童養護施設高機能化促進事業 ① 医師等派遣補助 医師の児童養護施設の訪問等の費用や同行する補助職員（精神保健福祉士等）の人件費を補助し、心理的ケア、助言を行う。</p> <p>【乳幼児】 乳児院高機能化促進事業 ② 乳児院機能強化補助 済生会川口乳児院の重症心身障害の乳幼児の受入のため看護師4名の人件費を補助。 3名は県単補助とし、うち1名は国の医療連携担当看護師補助の対象とする。(国庫1/2) あわせて医療器具整備費を補助 済生会川口乳児院と県所管乳児院の連携強化を図るため、連携担当看護師等の人件費の一部を補助</p> <p>③ 定員外緊急受入補助 乳幼児の定員外受入（年間延べ330人日）のため保育士人件費補助。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) 社会福祉法人 (県10/10)</p> <p>(2) 社会福祉法人 (国1/2・一部県10/10)</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>(1) なし</p> <p>(2) 国補助分のみ普通交付税 (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 児童相談所 (積算内容) 児童虐待・DV対策等総合支援事業</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1人=9,500千円									
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
予算額		国庫支出金							
決定額	34,567	3,153					31,414	0	
前年額	34,567	3,153					31,414		

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B160	ファミリーホーム等開設支援事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令 児童福祉法第3条の2 児童福祉法第6条の3	宣言項目				SDGsゴール	16
			分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実		SDGsターゲット	16-2	
1 事業概要 ファミリーホーム等の開所を支援し、里親等委託率の増加を図る。			5 事業説明 (1) 事業目的 県では子育て応援行動計画 (R2～R6) で令和6年度末までにファミリーホームを含む里親等委託率を32%とする目標を掲げている。 また平成28年6月の児童福祉法改正において、家庭と同様の環境における養育の推進が明記され、その趣旨を踏まえて平成29年8月に国有識記者会議において「新しい社会的養育ビジョン」が作成された。そこでは、3歳未満児童は5年以内に里親等委託率75%を達成、学齢期児童は10年以内に50%を達成することと明記されていることから、ファミリーホーム (里親等が住居で行う定員5～6名の児童養育) の開設を支援し、里親等委託率の増加を図る。 (2) 事業内容 ア ファミリーホーム等の整備 3か所×8,000千円 (国庫補助基準額) = 24,000千円 (国1/2)					
2 事業主体及び負担区分 ① 国1/2・県1/2								
3 地方財政措置の状況 普通交付税 (単位費用) (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 児童相談所費 (積算内容) 児童虐待・DV対策等総合支援事業								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	24,000	国庫支出金					12,000	△8,000
前年額	32,000						16,000	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																					
B161	民間一時保護所等開設支援事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童自立支援総合対策事業費																					
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	児童福祉法第33条			宣言項目		SDGsゴール	16																			
	分野施策					010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	16-2																				
1 事業概要 児童養護施設等が一時保護所等を開設する場合に、基準を満たすために必要な費用に対して補助を行う。			5 事業説明 (1) 事業計画 一時保護を行う際は、一人ひとりの子供の状況に応じて、家庭から離れて子供が安心し、落ち着いた環境で過ごすことができるよう専門の施設を整備することが望ましい。 児童養護施設等が一時保護所等を開設する場合に、基準を満たすために必要な費用に対して補助を行う。 (2) 本県における一時保護所入所数の推移 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>入所数</th> <th>1日平均在籍人数</th> <th>入所率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>992人</td> <td>110.8人</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>937人</td> <td>106.1人</td> <td>88.4%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,007人</td> <td>118.4人</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>1,054人</td> <td>116.9人</td> <td>97.4%</td> </tr> </tbody> </table> (3) 事業効果 児童養護施設等による一時保護所が整備されることにより、児童相談所の一時保護所の在籍人数に余裕が生じ、緊急的な案件等を適切に一時保護することが可能となる。							入所数	1日平均在籍人数	入所率	H28	992人	110.8人	92.3%	H29	937人	106.1人	88.4%	H30	1,007人	118.4人	98.7%	R1	1,054人	116.9人	97.4%
	入所数	1日平均在籍人数	入所率																									
H28	992人	110.8人	92.3%																									
H29	937人	106.1人	88.4%																									
H30	1,007人	118.4人	98.7%																									
R1	1,054人	116.9人	97.4%																									
2 事業主体及び負担区分 国1/2、県1/2																												
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) 区分社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・DV対策等総合支援事業																												
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円																												
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比																				
		国庫支出金	県債																									
決定額	16,000	8,000	8,000				0	△16,000																				
前年額	32,000	16,000	16,000				0																					

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 総務・里親推進担当
 内線: 3339

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B153	里親委託推進事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	里親制度推進費	
事業期間	昭和50年度～	根拠法令	児童福祉法 里親養育包括(フォスタリング)事業実施要綱		宣言項目		SDGsゴール	10, 16, 4
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	10-3, 16-1, 16-2, 4
1 事業概要			5 事業説明					
<p>要保護児童に対して、家庭的な環境のもとで愛着形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要である。</p> <p>今後、さらに里親委託を推進するため、委託可能な里親の拡大及び里親への支援を図る必要がある。</p> <p>そこで、登録里親への委託推進及び受託里親の支援を実施する。</p> <p>(1) 里親フォスタリング事業 39,900千円 (2) 里親しっかりサポート事業 11,853千円 (3) 里親支援事業 4,046千円 (4) 里親制度推進費 1,392千円 (5) 里親制度PR強化事業 500千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 里親フォスタリング事業 39,900千円 養育里親のリクルートから研修、委託後のサポートまで包括的に実施(中央児童相談所・草加児童相談所管内)、県全域を対象とする制度周知</p> <p>イ 里親しっかりサポート事業 11,853千円 (ア) 受託前後の里親支援事業 (9,453千円) 民間との協働により、未委託里親から委託直後里親まで一貫したサポートを実施 (イ) 里子と里親の面会交流補助事業 (2,400千円) 里親が里子受託に向けて面会交流を行う経費を定額補助する。</p> <p>ウ 里親支援事業 4,046千円 (ア) 里親委託推進・支援等事業 (90千円) 里親委託等推進委員会の開催 (イ) 里親制度普及促進事業 (3,956千円) 里親入門講座、委託直後研修、課題別研修の実施</p> <p>エ 里親制度推進事業 1,392千円 地域交流研修、里親賠償責任保険料等</p> <p>オ 里親制度PR強化事業 500千円 里親制度啓発リーフレット等の作成</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 事業の目標: 里親等委託率の向上 イ 達成水準: 令和6年度里親等委託率32%(埼玉県子育て応援行動計画)</p>					
2 事業主体及び負担区分								
(県10/10) : (4) 及び(3)の一部 (国1/2、県1/2) : (1)、(2)、(5) 及び(3)の一部								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税(単位費用) (区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費(細節) 児童相談所費(積算内容) 児童虐待・DV対策等総合支援事業								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
(本庁) 9,500千円×1.5人=14,250千円 (地域機関) 9,500千円×1.7人=16,150千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金						
決定額	57,691	27,819					29,872	△12,157
前年額	69,848	31,615					38,233	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 総務・里親推進担当
 内線: 3339

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B154	妊産婦支援による養子縁組推進事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	里親制度推進費	
事業期間	平成30年度～	根拠法令	児童福祉法、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 交付要綱(乳児院等多機能化推進事業)		宣言項目		SDGsゴール	10, 16, 4
					分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット	10-3, 16-1, 16-2, 4
1 事業概要			5 事業説明					
子供にとって永続的な関係に基づく家庭養育が最も重要である。特に支援が必要な特定妊婦に対して養育や養子縁組の相談・支援を行う仕組みを構築し、特別養子縁組など子供の家庭養育の推進を図る。 (1)産前・産後母子支援事業 7,157千円			(1) 事業内容 支援が必要な妊産婦が安心して出産し、すべての子供が「家庭」で育つ社会を目指し、特別養子縁組等の推進を図る。 産前・産後母子支援事業 産科医療機関等にコーディネーターを配置し、養育に支援が必要な妊婦のための相談窓口を開設する。 児童相談所等の関係機関と連携し、出産後の生活や特別養子縁組の相談に対応する。					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2、県1/2)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細説)児童相談所費(積算内容)児童虐待・DV対策等総合支援事業								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.7人=6,650千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
決定額	7,157	3,578					3,579	0
前年額	7,157	3,578					3,579	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B225	埼玉学園運営費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	埼玉学園費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第35条、第44条、同法施行令第36条(義務)			宣言項目	SDGsゴール 16	
						分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット 16-2
1 事業概要			5 事業説明					
<p>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童に応じて必要な指導を行いその自立を支援する。</p> <p>(1) 埼玉学園運営費 36,669千円</p>			<p>(1) 施設設置の目的 児童福祉法第44条に定める児童自立支援施設として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、その自立を支援し、退所した者について相談、援助を行う。</p> <p>(2) 事業内容 ア 生活指導 小舎夫婦制を採用しており、職員が児童と起居を共にしながら、家庭的な雰囲気のもと、児童の生活全般に関わるしつけ、情緒の安定、社会性の涵養等のため、個別指導及び集団指導を行う。 イ 学科指導 平成14年度から学園内に学校を設置し、施設職員と学校教員が協働して、少人数による指導、ティームティーチングや習熟度別学習の実施等、入所児童の特質を踏まえた教育を展開している。 ウ 職業指導 園内での農業指導や園外での職場実習を通じ、健全な職業生活を営むのに必要な態度、習慣等を習得させる。 エ その他 学園内外での、遠足、キャンプ、スキー訓練、各種スポーツ大会、体育祭、文化祭等を行う。 また、被虐待児の入所が増加しているため、嘱託の精神科医や心理専門員等が連携し、児童の精神的、心理的ケアを行う。</p> <p>(3) 効果 平成29年度 決算: 49,982千円 退園時の就職、進学、復学者の割合: 90.9% 平成30年度 決算: 50,259千円 退所時の就職、進学、復学者の割合: 96.5% 令和元年度 決算: 44,257千円 退所時の就職、進学、復学者の割合: 86.2%</p> <p>(4) 事業計画(目標値) 退園時の就職、進学、復学者の割合 80.0% 退園者数 38人</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 国庫負担金対象分(国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況 単位費用算定あり 「第四節 厚生労働費」 「第二款 社会福祉費」 「2 児童福祉費」「(2) 児童措置費」								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.15人=1,425千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	使用料・手数料	諸収入				
決定額	36,669	15,170	34	3,038			18,427	366
前年額	36,303	14,369	34	3,020			18,880	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B226	埼玉学園処遇費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	埼玉学園費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第35条、第44条、同法施行令第36条(義務)			宣言項目	SDGsゴール 16	
						分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsターゲット 16-2
1 事業概要			5 事業説明					
<p>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童に応じて必要な指導を行いその自立を支援する。</p> <p>(1) 埼玉学園処遇費 97,287千円</p>			<p>(1) 施設設置の目的 児童福祉法第44条に定める児童自立支援施設として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境、その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、その自立を支援し、退所した者について相談、援助を行う。</p> <p>(2) 事業内容 ア 生活指導 小舎夫婦制を採用しており、職員が児童と起居を共にしながら、家庭的な雰囲気のもと、児童の生活全般に関わるしつけ、情緒の安定、社会性の涵養等のため、個別指導及び集団指導を行う。 イ 学科指導 平成14年度から学園内に学校を設置し、施設職員と学校教員が協働して、少人数による指導、ティームティーチングや習熟度別学習の実施等、入所児童の特質を踏まえた教育を展開している。 ウ 職業指導 園内での農業指導や園外での職場実習を通じ、健全な職業生活を営むのに必要な態度、習慣等を習得させる。 エ その他 学園内外での、遠足、キャンプ、スキー訓練、各種スポーツ大会、体育祭、文化祭等を行う。 また、被虐待児の入所が増加しているため、嘱託の精神科医や心理専門員等が連携し、児童の精神的、心理的ケアを行う。</p> <p>(3) 効果 平成29年度 決算: 77,338千円 退園時の就職、進学、復学者の割合: 90.9% 平成30年度 決算: 80,929千円 退所時の就職、進学、復学者の割合: 96.5% 令和元年度 決算: 75,010千円 退所時の就職、進学、復学者の割合: 86.2%</p> <p>(4) 事業計画(目標値) 退園時の就職、進学、復学者数の割合 80.0% 退園者数 38人</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 国庫負担金対象分(国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況 単位費用算定あり 「第四節 厚生労働費」 「第二款 社会福祉費」 「2 児童福祉費」「(2) 児童措置費」								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.15人=1,425千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金	諸収入				
決定額	97,287	45,742	1,401	7,589			42,555	△327
前年額	97,614	43,118	2,938	7,605			43,953	

令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B159	児童福祉施設整備助成費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童福祉施設整備助成費		
事業期間	昭和38年度～	根拠法令	児童福祉法第56条の2、次世代育成支援対策推進法第11条、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(国)		宣言項目	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実	SDGsゴール	16	
					分野施策		SDGsターゲット	16-2	
1 事業概要			5 事業説明						
(1) 児童養護施設の本園を小規模化させるための改築工事への補助を行う。 児童福祉施設整備助成費 143,007千円			(1) 目的 虐待等により家庭での養育が困難な児童に養育の場を提供するため児童福祉施設を確保する。						
(2) 整備年度 令和3年度(50%)、令和4年度(50%)			(2) 必要性 児童養護施設は国の家庭養育推進原則により、今後、本園を小規模化させたくて地域分散化や多機能化を図っていく必要がある。 今回の案件は、老朽化している本園の建物の改築工事を実施し、小規模化・地域分散化・多機能化の推進を図るもの。						
2 事業主体及び負担区分 ① 国1/2・県1/2			(3) 事業計画 児童養護施設の改築 1か所 令和3年度 50% 令和4年度 50%						
3 地方財政措置の状況 社会福祉施設整備事業債 充当率80%									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500×1人=9,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	県債						
決定額	143,007	95,338	47,000				669	△109,965	
前年額	252,972	126,395	126,000				577		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3333

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B309	保育関係団体補助		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費	
事業期間	昭和44年度～	根拠法令	(1)埼玉県保育士会補助金交付要綱 (2)埼玉県保育協議会補助金交付要綱		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
					分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2
1 事業概要			5 事業説明					
(1) 埼玉県保育士会が行う研修、研究及び講習会等に要する経費を助成する。 埼玉県保育士会補助金 140千円 (2) 埼玉県保育協議会が行う研修、研究及び会報発行事業等に要する経費を助成する。 埼玉県保育協議会補助金 50千円			(1) 事業内容 ア 埼玉県保育士会補助 140千円 埼玉県保育士会が行う研修、研究及び講習会等に要する経費を助成する。 イ 埼玉県保育協議会補助 50千円 埼玉県保育協議会が行う研修、研究及び会報発行事業等に要する経費を助成する。 (2) 事業計画 ア 埼玉県保育士会補助 研修会の開催（年4回）、広報啓発活動の実施（会報「ほいくしかいだより」の発行。年3回）に対する補助 イ 埼玉県保育協議会補助 埼玉県保育研究大会の開催。民間保育所長研修会ほか研修会の開催。広報啓発活動の実施（会報「保育さいたま」の発行。年1回）に対する補助 (3) 事業効果 保育士の資質向上を図るとともに、保育内容、運営の向上及びその適正化を図ることにより保育内容の向上が図られる。					
2 事業主体及び負担区分 埼玉県保育士会（県10/10）団体0 埼玉県保育協議会（県10/10）団体0								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	190						190	△10
前年額	200						200	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：こどもの未来応援担当
 内線：3348 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B137	彩の国子供応援ネットワークづくり事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費		
事業期間	平成30年度～令和4年度	根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条、第11条、第12条、第13条		宣言項目	01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	1, 10, 4	
					分野施策	010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	1-2, 1-b, 10-2, 4-3	
1 事業概要				5 事業説明						
子供の居場所づくりに取り組む社会福祉協議会、NPO等の好事例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、支援団体が連携して子供の貧困対策に取り組めるよう、県が支援する。 また、研修により子供の貧困支援に携わる人材を育成する。 (1) 彩の国子ども応援ネットワークづくり事業 3,966千円				(1) 事業内容 彩の国子ども応援ネットワークづくり事業 3,966千円 子供の居場所づくりに取り組む社会福祉協議会、NPO等の好事例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、支援団体が連携して子供の貧困対策に取り組めるよう、県が支援する。 (2) 事業計画 ・彩の国子ども応援ネットワーク会議（マッチング・フォーラム）の開催 団体間のネットワーク化（横展開）の強化、団体への支援を希望する企業やボランティアとのマッチングを図る ①中央版：見本市（30団体、10企業程度）など ②地域版：見本市（10団体、5企業程度）など ・人材育成事業 子供の貧困支援に携わる人のスキルアップにつながる研修を開催 (3) 事業効果 ・子供の居場所づくりに取り組む団体間のネットワーク化（横展開）の強化 ・団体への支援を希望する企業やボランティアとのマッチングを図る ・子供の貧困支援の担い手のスキルアップ						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円										
				財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
予算額										
決定額	3,966								3,966	△307
前年額	4,273								4,273	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：こどもの未来応援担当
 内線：3348 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B138	子供の居場所づくり支援事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事業費		
事業期間	令和元年度～ 令和5年度	根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条、第11条、第12条、第13条	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	1, 4, 10	
				分野施策		010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	1-2, 1-b, 4-5, 10-2	
1 事業概要				5 事業説明						
<p>「子供の居場所づくりアドバイザー」を養成・登録し、各地に派遣する。 また、「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトを運営するとともに、子供の貧困の問題についての啓発活動を行う。 さらに、子供のEQを向上させるため、学習支援員や体験活動講師の派遣を行う。</p> <p>(1) 子供の居場所づくり支援事業 10,105千円 (2) 「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトの作成事業 800千円 (3) 職員による出前講座等事業 2,003千円 (4) 子供のEQ向上に向けた支援員派遣 5,047千円</p>				<p>(1) 事業内容 子ども食堂など、子供の居場所づくりを推進するため、各地域での立ち上げと運営などを支援する「子供の居場所づくりアドバイザー」を養成・登録し、各地に派遣する。 また、社会全体で子供を応援していく機運を醸成するため、官民連携によるネットワークである「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトを運営するとともに、子供の貧困の問題についての啓発活動を行う。 さらに、子供のEQを向上させるため、学習支援員や体験活動講師の派遣を行う。</p> <p>(2) 事業計画 ・子供の居場所づくりアドバイザーとして、子ども食堂運営者・学習支援教室従事者・栄養士や経営コンサルタント等の様々な分野のアドバイザーを養成・登録 ・「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトの運営 ・子供の貧困の問題を伝える教材を製作 ・職員による出前講座等を実施 ・子ども食堂に対して、学習支援や体験活動に関する支援員や講師を派遣</p> <p>(3) 事業効果 ・子供の居場所づくりが進む ・子供の居場所の安定した運営が可能となる ・子供の居場所の安心・安全が確保される ・社会全体で子供を応援する機運の醸成 ・支援情報の一元的発信 ・未来を担う子供たちのEQ（こころの知能指数）やIQの向上</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.3人=21,850千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
決定額	17,955	寄附金	100						17,855	1,262
前年額	16,693	寄附金	100						16,593	

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課
 担当名： 施設整備・指導担当
 内線： 3328
 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B120	保育対策緊急整備事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て支援特別対策事業費	
事業期間	平成21年度～	根拠法令	安心子ども基金管理運営要領、認定子ども園施設整備交付金実施要綱	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	5, 4, 11
				分野施策		010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	5-4, 4-2, 11-3
1 事業の概要 保育所や認定子ども園の整備など、子どもを安心して育てることができる体制づくりを行う。 (1) 保育所緊急整備事業 160,000千円 (2) 賃貸物件による保育所整備事業 140,000千円 (3) 認定子ども園整備事業 1,100,000千円 (4) 保育対策緊急整備事業事務費 857千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 保育所緊急整備事業【対象か所数2か所/受入枠110人】 160,000千円 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。 イ 賃貸物件による保育所整備事業【対象か所数2か所/受入枠140人】 140,000千円 賃貸物件により、新たに保育所を設置する場合に、賃借料及び借上時における改修費等の補助を実施する。 ウ 認定子ども園整備事業【対象か所数11か所/受入枠0人】 1,100,000千円 認定子ども園の保育所機能部分及び幼稚園機能部分の施設整備費の補助を実施する。また幼稚園型認定子ども園における防犯カメラ、門、フェンス等の設置に要する費用の一部を補助する。 (ア) 保育所機能部分の施設整備【対象か所数0か所/受入枠0人】 (イ) 幼稚園機能部分の施設整備【対象か所数11か所/受入枠0人/1,100,000千円】 (ウ) 幼稚園機能部分の施設耐震化整備【対象か所数0か所/受入枠0人】 エ 保育対策緊急整備事業事務費 857千円 保育対策緊急整備事業推進に係る事務経費。					
2 事業主体及び負担区分 (1)～(3) (国1/2)、市町村1/4、事業者1/4 (国2/3)、市町村1/12、事業者1/4 (国1/2)、事業者1/2				(2) 事業計画 【5か年計画施策指標】 保育所等待機児童数 令和4年4月1日現在 0人 令和2年4月1日現在 1,083人 (3) 事業効果 保育の受け皿を拡大することにより、早期の待機児童解消に資する。					
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.3人=21,850千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	1,400,857	国庫支出金	1,100,000	繰入金	300,000			857	233,662
前年額	1,167,195		641,191		525,140			864	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：子育て環境整備担当
 内線：3322 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B127	地域子育て支援事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て支援特別対策事業費		
事業期間	平成25年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条、第59条の1、第67条 次世代育成支援対策推進法第9条			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	5, 3, 4
					分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	5-b, 3-7, 4-2, 4-5,	
1 事業の概要			5 事業説明						
子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点事業や、子育て家庭の個別相談に応じる利用者支援事業などを実施する市町村に経費の一部を助成する。また、地域子育て支援拠点事業におけるオンライン導入を支援するための研修事業を行う。 (1) 地域子育て支援拠点事業 1,228,351千円 (2) ファミリー・サポート・センター事業 110,231千円 (3) 利用者支援事業 105,701千円 (4) 幼児教育無償化 8,286千円 (5) 子育て支援DX推進事業 1,807千円			(1) 事業内容 ア 地域子育て支援拠点事業 1,228,351千円 市町村が運営又は助成する拠点のうち、子ども・子育て支援交付金の補助対象事業となる施設の運営費の一部を助成する。(一般型)466か所・(連携型)33か所・(経過措置型)2か所 計501か所 イ ファミリー・サポート・センター事業 110,231千円 市町村が運営又は助成するファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業について、事業に必要な経費の一部を助成する。基本事業 57か所、病児・緊急対応強化事業 40か所 計97か所 ウ 利用者支援事業 105,701千円 市町村が実施する利用者支援事業の運営費の一部を助成する。(基本型)32か所・(特定型)20か所 計52か所 エ 幼児教育無償化 8,286千円 市町村が運営又は助成するファミリー・サポート・センター事業について、幼児教育無償化に係る経費を助成する。 オ 子育て支援DX推進事業 1,807千円 地域子育て支援拠点にオンラインによる子育て支援の導入を支援するための研修事業を実施する (2) 事業計画 埼玉県子育て応援行動計画に基づき、地域子育て支援拠点事業等の支援を実施する。 (3) 事業効果 子育て中の親子の孤立を解消し、地域で子育て家庭を支える取組の推進を図ることができる。						
2 事業主体及び負担区分									
(1) ～ (3) 国1/3・(県1/3)・市町村1/3 (4) 国1/2・(県1/4)・市町村1/4 (5) 一部に国補助あり(国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況									
(区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費 (細節) 児童福祉共通費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×2.5人=23,750千円									
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比	
決定額	1,454,376	国庫支出金	206				1,454,170	107,372	
前年額	1,347,004						1,347,004		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：企画・子育てムーブメント担当

内線：3325

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B114	パパ・ママ応援ショップ事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費	
事業期間	平成19年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条第2項		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール 5, 10, 11	
					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット 5-c, 10-2, 11-1	
1 事業概要			5 事業説明					
<p>子育て世帯への優待制度であるパパ・ママ応援ショップ事業と多子世帯応援ショップ事業、乳幼児連れの外出を支援する赤ちゃんの駅登録事業を通じ、企業や地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」「子どもを持って良かった」と実感できる社会づくりを進める。</p> <p>(1) パパ・ママ応援ショップ事業 15,354千円 (2) 「赤ちゃんの駅」登録事業 101千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア パパ・ママ応援ショップ事業 15,354千円 ・協賛店舗新規開拓及び協賛店舗のPR、優待カードの印刷、少子化対策総合サイト保守管理</p> <p>イ 「赤ちゃんの駅」登録事業 101千円 ・登録審査及びステッカー送付</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>子育て世帯への優待制度であるパパ・ママ応援ショップ事業と多子世帯応援ショップ事業、乳幼児連れの外出を支援する「赤ちゃんの駅」登録事業を通じ、子育てムーブメントの社会全体への一層の浸透を図る。</p> <p>ア パパ・ママ応援ショップ事業 ・協賛店舗新規開拓及び協賛店舗のPR ・現行の優待カードが令和3年度末に期限を迎えることから、新しい優待カードを子育て家庭へ配布する。 ・パパ・ママ応援ショップや多子世帯応援ショップ、赤ちゃんの駅協賛店舗等に関する情報が検索できる少子化対策総合サイトの管理運営委託を行う。</p> <p>イ 赤ちゃんの駅登録事業 ・赤ちゃんの駅（授乳・おむつ替えができる施設）の設置促進を図るための登録事業を行う。</p> <p>(3) 事業効果 地域社会全体で子育て家庭を支えようという気運が醸成される。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 平成28年4月 内閣府主導による子育て支援パスポート事業の全国共通利用に参加 平成29年4月 47都道府県全てが参加し、全国でパパ・ママ応援ショップ優待カードが利用可能 平成29年8月 パパ・ママ応援ショップの対象となる子の年齢を「18歳に達して次の3月31日を迎えるまで」に拡大 平成30年3月 パパ・ママ応援ショップ優待カードのスマートフォンアプリ化</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2人=19,000千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	15,455						15,455	4,020
前年額	11,435						11,435	

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課
 担当名： 企画・子育てムーブメント担当
 内線： 3325 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B115	少子化対策推進事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費	
事業期間	平成26年度～	根拠法令	少子化社会対策大綱 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	5, 10, 11
					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	5-c, 10-2, 11-1
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>市町村が実施する結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組や、結婚に伴う経済的負担を軽減する取組に対して助成する。</p> <p>(1) 少子化対策推進事業 50,000千円 (2) 結婚新生活支援事業モデル事業 0円</p>			<p>(1) 事業内容 市町村が実施する結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組や、結婚に伴う経済的負担を軽減する取組に対して助成する。 また、県が主体となり、結婚新生活支援事業の実施市町村を拡大するための取組を埼玉県少子化対策協議会での市町村との協議を踏まえ、モデル事業として実施する。</p> <p>(2) 事業計画 市町村実施事業への助成 50,000千円 ・地域少子化対策重点推進事業（国1/2、県0、市町村1/2） 妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組を実施する市町村に対して補助を行う。 ・結婚新生活支援事業（国2/3、県0、市町村1/3 または 国1/2、県0、市町村1/2） 新たに婚姻した低所得世帯の住居にかかる費用を支援する市町村に対して補助を行う。</p> <p>(3) 事業効果 従来の子育て支援に加え、結婚や子育てを社会全体で応援する気運を醸成することで少子化対策を強化する。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
(国1/2・県0)市町村1/2 (国2/3・県0)市町村1/3								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.1人=950千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	50,000	国庫支出金	50,000				0	0
前年額	50,000	国庫支出金	50,000				0	

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課

担当名： 企画・子育てムーブメント担当

内線： 3325

(単位： 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B113	SAITAMA出会いサポートセンター事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費		
事業期間	平成30年度～	根拠法令	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	5, 10, 11	
	分野施策			010101	きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	5-c, 10-2, 11-1			
1 事業の概要 地域のおせっかい力の低下、職場結婚の減少、市町村や企業が単独で実施する結婚支援事業の手詰まり感などから、広域での結婚支援事業が求められている。また、若者の結婚先送りによる晩婚化・未婚化の進展や、有配偶者に比べて死亡率が高いなどの健康リスクが課題となっている。そこで、県、市町村、企業、民間団体で構成する協議会により、それぞれの強みを生かした結婚支援を行うことで結婚の希望を実現する。 (1) SAITAMA出会いサポートセンター事業 9,175千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア SAITAMA出会いサポートセンター事業 SAITAMA出会いサポートセンターのマッチングシステムと相談員によるシステムを活用したパートナー探し、AIによる理想のお相手紹介、イベント情報の配信等を実施し、結婚希望者の出会いをサポートする。また、県、市町村、企業等による協議会を運営し、登録促進等を絡めた婚活イベントなどを実施する。 (2) 事業計画 ア SAITAMA出会いサポートセンター事業 ・登録、相談、マッチング 随時 ・事業広報 4月～ ・SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会総会 6月 ・相談員研修 1回 ・登録者向けセミナー 1回 ・イベント開催 1回 (3) 事業効果 ・AIを活用し出会いの機会が拡大できる。 ・地域や職場が持っていた結婚支援力の代替え機能を果たせる。 ・システムによる結婚支援により、結婚年齢の若年化が見込める。						
2 事業主体及び負担区分 (1) 県 (一部国1/2)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
		国庫支出金								
決定額	9,175	637						8,538	△11,049	
前年額	20,224	10,004						10,220		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：企画・子育てムーブメント担当

内線：3269

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B116	多子世帯応援クーポン事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費	
事業期間	平成29年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条第2項			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3
					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	3-8	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>多子世帯の育児に係る負担を軽減するため、子育てサービス等に利用できる5万円分のチケット（2年間有効）を配付する。併せて、市町村が実施する多子世帯を対象とした事業に対して補助を行う。</p> <p>(1) 多子世帯応援クーポン事業 445,237千円 (2) 連絡調整会議運営事業費 346千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 多子世帯応援クーポン事業 445,237千円 多子世帯の育児に係る負担を軽減するため、子育てサービス等に利用できる5万円分のチケット（2年間有効）を配付する。併せて、市町村が実施する多子世帯を対象とした事業に対して補助を行う。</p> <p>(7) 県事業 〔対象世帯〕第3子以降の出生世帯 15,200世帯 内訳：5万円チケット 7,500世帯（令和3年1月1日～令和3年12月31日出生） 〃 7,700世帯（令和2年1月1日～令和2年12月31日出生） 対象サービス：家事ヘルパー、ベビーシッター、一時預かり、予防接種、おむつ・ミルク、写真撮影等</p> <p>(4) 市町村事業（任意事業） 市町村の創意工夫により第3子以降を対象に実施する多子世帯応援のための事業に対する補助 （1人あたり事業費上限5万円、補助率1/2） 例：商品券、祝い金、バウチャー等</p> <p>イ 連絡調整会議 346千円 事業を円滑かつ効果的に実施するために、県内各市町村との調整会議を行う。</p>						
2 事業主体及び負担区分			(2) 事業計画						
<p>(1) (県10/10)、(県1/2)市町村1/2 (2) (県10/10)</p>			<p>4月 委託事業者との契約 5月 チケット配付開始 随時 チケット申請受付、チケット利用の登録店舗の開拓</p>						
3 地方財政措置の状況			(3) 事業効果						
なし			多子世帯の育児負担の軽減、子育てサービスの利用促進（産業育成）、社会全体で多子世帯を応援する気運醸成に資する。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×2人=19,000千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	445,583							445,583	△115,965
前年額	561,548							561,548	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：企画・子育てムーブメント担当

内線：3269

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B119	保育利用支援事業（希望時期入園制度）		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	子育て環境づくり対策費		
事業期間	平成30年度～	根拠法令	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4, 8, 10
	令和 4年度					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	4-2, 8-5, 10-3
1 事業概要			5 事業説明						
<p>保育所入園のために育児休業を希望よりも早く切り上げる保護者がいることを鑑み、家庭で保育をしたいという希望を叶えることを目的として、保護者が希望する時期に保育所等に入園できる仕組みを設ける市町村を支援する。</p> <p>(1) 保育利用支援事業 7,553千円</p>			<p>(1) 事業内容 希望時期入園制度を導入する市町村及び保育所等の導入に係る経費を補助する。</p> <p>ア 体制整備補助 7,218千円 市町村の希望時期入園制度の導入・運営に必要な経費を補助する。 対象経費：報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等 補助期間：市町村及び1園あたり3年間を上限とする。</p> <p>イ その他事業費 335千円</p> <p>※ (1) アは国事業「保育利用支援事業」の上乗せ補助 国事業は子育て安心プラン（以下、プラン）への参加市町村のみ対象としているが、当該県事業はプランに参加していない市町村も対象とする。</p> <p>(2) 事業効果 ア 希望する時期に入園できるようになると競い合って0歳児で預けようとする人が減る。（保活の負担軽減） イ 育児休業を1年間取得して、復帰の時期に子どもを入園させることができる。（家庭保育の希望が叶う） ウ 0歳児を家庭で保育する人が増え、保育コスト（公費負担）が減る。（社会的コスト削減） エ 0歳児に関わる保育士が減るため、保育所等では保育士の人員に余裕ができる。（保育士の処遇改善）</p>						
2 事業主体及び負担区分									
国1/2、(県1/4)、市町村1/4									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1人=9,500千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
決定額	7,553						7,553	△17,000	
前年額	24,553						24,553		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：子育て環境整備担当
 内線：3322 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B128	放課後児童健全育成事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童対策事業助成費	
事業期間	昭和48年度～	根拠法令 児童福祉法第6条の3② 子ども・子育て支援法第3条第2項及び第67条第3項	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4, 5
			分野施策		010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-a, 5-5
1 事業の概要 就労等により昼間保護者のいない小学生を対象に遊びや生活の場として放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対し、経費を助成する。 (1) 放課後児童健全育成事業費 5,859,314千円 (2) 埼玉県放課後児童健全育成事業費 94,922千円 (3) 特別支援学校放課後児童対策事業費 2,068千円 (4) 放課後児童支援員研修費 11,374千円 (5) 放課後児童クラブ指導監査費 51千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、クラブ運営費の補助金を交付する。 一般の放課後児童クラブ 1,930か所 特別支援学校放課後児童クラブ 1か所 イ 放課後児童支援員の資格認定のための研修会及び、資質向上のための研修を実施する。 ウ 放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村に実地検査を実施する。 (2) 事業計画 埼玉県子育て応援行動計画に基づき、待機児童の解消等に向け放課後児童クラブの運営費を補助する。 (3) 事業効果 市町村の放課後児童クラブ運営費を助成することで、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の適切かつ円滑な実施を支援することができる。					
2 事業主体及び負担区分 (1) 国1/3 (県1/3) 市町村1/3 (2) , (3) (県1/3) 市町村2/3 (4) (国1/2・県1/2) (5) (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 (区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費(細目) 子ども・子育て支援費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.3人=12,350千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入					
決定額	5,967,729	5,687	1,186				5,960,856	519,213
前年額	5,448,516	5,639					5,442,877	

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課
 担当名： 子育て環境整備担当
 内線： 3322 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B129	放課後児童クラブ施設整備事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童対策事業助成費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条第2項及び第67条第2項			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4, 5	
					分野施策	010102 子育て支援の充実		SDGsターゲット	4-1, 4-a, 5-5	
1 事業概要			5 事業説明							
<p>放課後児童クラブの待機児童解消のため、新設整備や既存施設の改修整備を行う市町村に対し、経費の一部を助成するとともにクラブの質向上のため、巡回アドバイザーの派遣を行う。</p> <p>(1) 学校施設等を活用した放課後児童クラブの整備 159,528千円 (2) 放課後児童クラブ施設整備費 46,920千円 (3) 放課後児童クラブ環境整備事業費 194,400千円 (4) 放課後児童クラブへの巡回支援事業 4,053千円</p>			<p>(1) 事業説明</p> <p>ア 学校敷地等を活用した放課後児童クラブの整備 159,528千円 放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成する。 17か所</p> <p>イ 放課後児童クラブ施設整備費 46,920千円 放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成する。 10か所</p> <p>ウ 放課後児童クラブ環境整備事業費 194,400千円 余裕教室等の改修整備を行う市町村に対して経費の一部を助成する。 41か所</p> <p>エ 放課後児童クラブへの巡回支援事業 4,053千円 質の高い支援を確保できるよう、助言等を行う巡回アドバイザーを配置し、県内児童クラブに派遣する。</p> <p>(2) 事業計画 埼玉県子育て応援行動計画に基づき、待機児童の解消等に向け放課後児童クラブの整備を促進する。</p> <p>(3) 事業効果 市町村の放課後児童クラブ整備費の助成及び支援員の質向上を支援することで、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の適切かつ円滑な実施を支援することができる。</p>							
2 事業主体及び負担区分										
国1/3 (県1/3) 市町村1/3[1~3] 国2/9 (県2/9) 市町村2/9 事業者1/3、国2/3 (県1/6) 市町村1/6、国1/2 (県1/8) 市町村1/8 事業者1/4[1, 2] 国1/2 (県1/2) [4]										
3 地方財政措置の状況			なし							
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×1.2人=11,400千円							
予算額			財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
			国庫支出金	県 債						
決定額	404,901	2,026	206,000					196,875	△30,360	
前年額	435,261	2,026	228,000					205,235		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業											
B216	児童手当給付費負担金		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童手当給付費負担金											
事業期間	昭和46年度～	根拠法令	児童手当法第18条、附則第2条(義務)			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	1, 10									
	分野施策					010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	1-2, 1-3, 10-4										
1 事業概要			5 事業説明															
<p>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資する。 県は、児童手当法に基づき、その財源の一部を負担する。</p> <p>(1) 児童手当給付費負担金 16,381,804千円</p>			<p>(1) 事業内容 16,381,804千円 0歳から中学校修了前までの児童を養育している者へ児童手当を支給する市町村に対し、負担金を交付する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 手当月額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円 ・3歳以上小学校修了前(第1子・2子) 10,000円 ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 ・小学校修了後中学校修了前 10,000円 ・所得制限以上の世帯の児童 5,000円 <p>イ 支給対象延べ児童数(見込み) 10,167,432人</p> <p>ウ 支給対象月 令和3年2月分～令和4年1月分(12か月分)</p> <p>エ 県の負担割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の児童のうち被用者分 4/45 ・その他 1/6 															
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 市町村			<p>(3) 事業効果 子育て世帯の生活の安定が図られるとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促進することができる。 支給対象延べ児童数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成28年度</td><td style="text-align: right;">10,640,803人</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td style="text-align: right;">10,533,732人</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td style="text-align: right;">10,406,906人</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td style="text-align: right;">10,261,733人</td></tr> <tr><td>令和2年度(見込)</td><td style="text-align: right;">10,162,528人</td></tr> </table>						平成28年度	10,640,803人	平成29年度	10,533,732人	平成30年度	10,406,906人	令和元年度	10,261,733人	令和2年度(見込)	10,162,528人
平成28年度	10,640,803人																	
平成29年度	10,533,732人																	
平成30年度	10,406,906人																	
令和元年度	10,261,733人																	
令和2年度(見込)	10,162,528人																	
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童手当・子ども手当費 (細節)児童手当・子ども手当費 (積算内容)児童手当・子ども手当給付費等			<p>(4) その他 令和3年度における制度変更 なし</p>															
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円																		
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比										
決定額	16,381,804						16,381,804	△310,199										
前年額	16,692,003						16,692,003											

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3330

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業																			
B121	保育所地域子育て支援事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費																			
事業期間	平成20年度～	根拠法令	一時預かり事業費補助金交付要綱、延長保育補助事業費補助金交付要綱等	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4																		
				分野施策		010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2																		
1 事業概要				5 事業説明																							
<p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、子ども子育て支援法等に基づき、市町村が実施する事業に対して助成する。</p> <p>(1) 延長保育促進事業 425,997千円 (2) 一時預かり事業 881,074千円 (3) 実費徴収に伴う補足給付事業 3,044千円 (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 9,296千円 (5) 医療的ケア児保育支援モデル事業 40,005千円 (6) 都市部における保育所等への賃借料支援事業 117,000千円 (7) 幼児教育無償化 447,911千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 延長保育促進事業 425,997千円 民間保育所において標準時間認定児童に対しては11時間、短時間認定児童に対しては8時間を超えて保育する場合に必要な経費を助成する。</p> <p>イ 一時預かり事業 881,074千円 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり必要な保護を行う事業に必要な経費を助成する。</p> <p>ウ 実費徴収に伴う補足給付事業 3,044千円 エ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 9,296千円 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子供の受け入れ体制を構築する市町村に対して必要な経費を助成する。</p> <p>オ 医療的ケア児保育支援モデル事業 40,005千円 保育園等において医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る市町村（政令市、中核市を除く）に対して必要な経費を助成する。</p> <p>カ 都市部における保育所等への賃借料支援事業 117,000千円 賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と公定価格の賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資する。</p> <p>キ 幼児教育無償化 447,911千円</p> <p>(2) 事業効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度（予算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育促進事業</td> <td>863か所</td> <td>935か所</td> <td>1,016か所</td> <td>1,086か所</td> <td>1,199か所</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>420か所</td> <td>421か所</td> <td>419か所</td> <td>429か所</td> <td>467か所</td> </tr> </tbody> </table>							平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（予算）	延長保育促進事業	863か所	935か所	1,016か所	1,086か所	1,199か所	一時預かり事業	420か所	421か所	419か所	429か所	467か所
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度（予算）																						
延長保育促進事業	863か所	935か所	1,016か所	1,086か所	1,199か所																						
一時預かり事業	420か所	421か所	419か所	429か所	467か所																						
2 事業主体及び負担区分																											
事業主体 市町村 負担区分：(1)～(4) 国1/3（県1/3）市町村1/3 (5), (7) 国1/2（県1/4）市町村1/4 (6) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4																											
3 地方財政措置の状況																											
(5) 特別交付税措置あり (7) 普通交付税措置あり																											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																											
9,500千円×0.5人=4,750千円																											
財 源 内 訳																											
予算額		国庫支出金						一般財源	前年との対比																		
決定額	1,924,327	143,670						1,780,657	△345,758																		
前年額	2,270,085	46,173						2,223,912																			

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3330

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業																					
B123	安心・元気！保育サービス支援事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費																					
事業期間	平成15年度～	根拠法令	安心・元気！保育サービス支援事業費補助金実施要綱 安心・元気！保育サービス支援事業費補助金交付要綱			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4																				
			分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2																							
1 事業概要			5 事業説明																										
<p>保育所において低年齢児や障害児、アレルギー児の受け入れや一歳児保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成する。</p> <p>(1) 低年齢児保育促進事業費 1,066,000千円 (2) 障害児保育事業費 49,680千円 (3) アレルギー等対応特別給食提供事業費 31,200千円</p>			<p>(1) 事業内容 保育所において低年齢児や障害児、アレルギー児の受入や1歳児保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成することで、職員の処遇改善及び児童の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>ア 低年齢児保育促進事業費 (ア) 一歳児担当保育士雇用費 8,251人(補助単価：月額20,000円) 990,120千円 一歳児の担当保育士を県が定める配置基準(保育士:1歳児=1:4)まで加配する場合の経費を補助する。 (イ) 乳児途中入所促進事業費 1,897人(補助単価：月額80,000円(上限：年額882,000円)) 75,880千円 乳児の年度途中入所を円滑に進めるため、年度当初から乳児保育担当保育士を雇用している場合に、年度当初3か月分の雇用費を補助する。 イ 障害児保育事業費 207人(補助単価：月額40,000円) 49,680千円 中軽度の障害児3人につき1人以上の保育士を加配するための人件費を補助する。 ウ アレルギー等対応特別給食提供事業費 104所(補助単価：月額50,000円) 31,200千円 医療機関等において、アレルギーにより給食に配慮が必要と認められた児童を月に2人以上受け入れている保育所において、運営費負担金の基準を上回る調理員を加配するための人件費を補助する。</p> <p>(2) 事業計画 埼玉県子育て応援行動計画を効果的に推進するため、職員の処遇改善及び児童の健全育成を引き続き図っていく。</p> <p>(3) 事業効果(過去3年の実績について)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一歳児</th> <th>乳児</th> <th>障害児</th> <th>アレルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7,794人</td> <td>1,516人</td> <td>171人</td> <td>411所</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7,455人</td> <td>1,347人</td> <td>219人</td> <td>404所</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,727人</td> <td>1,569人</td> <td>233人</td> <td>445所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他(他県の状況について)</p> <p>ア 低年齢児保育促進事業 (ア) 一歳児担当保育士雇用費 11県(栃木県、新潟県、愛知県 他) (イ) 乳児途中入所促進事業費 10県(山形県、神奈川県、富山県 他) イ 障害児保育事業 9県(宮城県、新潟県、滋賀県 他) ウ アレルギー等対応特別給食提供事業 4県(栃木県、群馬県、埼玉県、富山県)</p>								一歳児	乳児	障害児	アレルギー	平成29年度	7,794人	1,516人	171人	411所	平成30年度	7,455人	1,347人	219人	404所	令和元年度	7,727人	1,569人	233人	445所
	一歳児	乳児	障害児	アレルギー																									
平成29年度	7,794人	1,516人	171人	411所																									
平成30年度	7,455人	1,347人	219人	404所																									
令和元年度	7,727人	1,569人	233人	445所																									
2 事業主体及び負担区分 市町村(県1/2) 市町村1/2																													
3 地方財政措置の状況 なし																													
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円																													
財 源 内 訳																													
予算額								一般財源	前年との 対比																				
決定額	1,146,880							1,146,880	△84,680																				
前年額	1,231,560							1,231,560																					

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3349

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B130	保育士研修等事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費	
事業期間	平成25年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条、児童福祉法第45条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	宣言項目	01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4	
				分野施策	010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2	
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>保育の専門性を高めるための研修や子育て支援に必要な知識や技能等を修得する研修等を実施する。また、保育補助者等を配置し、保育士の負担を軽減することで子どもを安心して育てることができる体制を整備する。</p> <p>(1) 保育の質向上研修事業 3,443千円 (2) 子育て支援員等研修事業 15,936千円 (3) 保育施設等保育士資格取得支援事業 5,301千円 (4) 保育体制強化事業 274,500千円 (5) 保育補助者雇上強化事業 251,090千円 (6) 保育士等キャリアアップ研修事業 179,362千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 保育の質向上研修事業 3,443千円 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、保育所等における様々な課題に対し、保育の専門性を高めるための研修を実施する。</p> <p>イ 子育て支援員等研修事業 15,936千円 地域において子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、子育て支援に必要な知識や技能等を修得するための研修を実施する。併せて、職場環境の改善に実績のある専門家派遣等により、園長の意識改革、好事例を横展開する。</p> <p>ウ 保育施設等保育士資格取得支援事業 5,301千円 保育施設等に勤務している保育士資格を有さない保育従事者等に保育士資格取得に要する経費の一部を助成する。</p> <p>エ 保育体制強化事業 274,500千円 地域住民や子育て経験者などの多様な人材を保育に係る周辺業務に活用する費用を助成する。</p> <p>オ 保育補助者雇上強化事業 251,090千円 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の配置に必要な費用を助成する。</p> <p>カ 保育士等キャリアアップ研修事業 179,362千円 保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施する。また、市町村や指定保育士養成施設など国のガイドラインの要件を満たす研修を実施する団体を指定し、研修開催に係る費用を助成する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア、イ、カ 研修事業の委託 ウ 保育施設等の保育従事者の保育士養成校の入学にかかる経費等の補助 エ、オ 多様な人材を確保する市町村への補助 カ 市町村や指定保育士養成施設等への補助</p> <p>(3) 事業効果 保育士等の専門性を高めるとともに、周辺業務の負担を軽減し、処遇改善につながる。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2) (3) (国1/2・県1/2) (4) (国1/2・県1/4) ・市町村1/4 (5) (国3/4・県1/8) ・市町村1/8 (6) (国1/2・県1/2)</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>(区分) 社会福祉費(細目) 児童福祉費(細目) 子ども・子育て支援費(積算内容) 子ども・子育て支援対策推進事業、保育対策総合支援事業、子ども・子育て支援事業費補助金</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.0人=9,500千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額			国庫支出金					229,392	62,880
前年額			471,379					195,373	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：施設運営・人材確保担当
 内線：3330 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B118	多子世帯保育料軽減事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費		
事業期間	平成27年度～	根拠法令	埼玉県多子世帯保育料軽減事業実施要綱 埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金交付要綱	宣言項目	01	結婚・出産・子育ての希望実現		SDGsゴール	4	
	分野施策			010102	子育て支援の充実		SDGsターゲット	4-1, 4-2		
1 事業の概要				5 事業説明						
<p>保育所等に入所する第三子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助とする。</p> <p>(1) 多子世帯保育料軽減事業 1,110,785千円</p>				<p>(1) 事業内容 多子世帯保育料軽減事業 現在、国が行っている多子軽減制度は、保育所等に兄弟姉妹が同時に入所する児童のうち最年長の子供から順に第2子の保育料が半額、第3子以降が全額免除となっている。本事業は、現行制度の兄弟姉妹の同時入所要件に関わらず満3歳未満で第3子以降の保育料を軽減する。</p> <p>(2) 事業計画 下記対象に保育料の減免を行う市町村に対し、経費の半額を補助する。 【対象】 同一世帯で子供が3人以上かつ第3子以降の子供が認可保育所等を利用している世帯。</p> <p>(3) 事業効果 多子世帯の経済的負担を軽減することで、希望する人数の子育てを支援し、少子化の改善を図る。</p>						
2 事業主体及び負担区分										
市町村 (県1/2) 市町村1/2										
3 地方財政措置の状況										
なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×0.5人=4,750千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	1,110,785							1,110,785	△58,462	
前年額	1,169,247							1,169,247		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3349

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B132	埼玉がいいね！保育士就職応援事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
					分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>県内の保育士試験合格者や保育士養成施設の卒業生に対して、県内保育所への就職を支援することにより県内保育所等の保育士を確保する。</p> <p>(1) 保育士試験による資格取得支援事業 3,670千円 (2) 県内保育所への就職支援事業 3,379千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 保育士試験による資格取得支援事業 3,670千円</p> <p>(ア) 保育士試験講座費用補助 2,400千円 保育士試験合格後、県内保育所へ就職した場合、保育士試験講座費用を補助する。</p> <p>(イ) 保育士試験受験料補助 1,270千円 保育士試験合格後、県内保育所へ就職した場合、保育士試験受験料を補助する。</p> <p>イ 県内保育所への就職支援事業 3,379千円</p> <p>(ア) 保育士試験合格者、潜在保育士等就職説明会 1,239千円 保育士試験合格者及び潜在保育士等を対象とした就職説明会を開催する。</p> <p>(イ) 保育所管理者・経営者セミナー 1,070千円 潜在保育士活用や離職防止に関するセミナーを開催し、保育士の県内保育所への就職と就業継続を支援する。</p> <p>(ウ) 新任保育士就業継続セミナー 1,070千円 勤務経験3年未満の保育士を対象に、スキルアップや職場定着に関するセミナーを開催し、保育士同士のネットワーク構築を図ることで就業継続を支援する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 市町村を通じて事業の広報を行い、県に申請があった場合は直接補助する。 イ 受託事業者の公募を行い、県内各地で事業を展開する。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>保育士養成施設の卒業生、保育士試験合格者及び潜在保育士の県内保育所への就職者数が増加するとともに、職場環境の改善による職場定着が図られる。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
(1) 通信講座費用（国1/2・県1/2） 受験料（県10/10）								
(2)（国1/2・県1/2）								
3 地方財政措置の状況								
(区分) 社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）子ども・子育て支援費（説明）子ども・子育て支援対策推進事業、保育対策総合支援事業								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
決定額	7,049	2,889					4,160	0
前年額	7,049	2,889					4,160	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3349

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B131	保育士・保育所マッチング支援事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費		
事業期間	平成28年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）				宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール 4	
							分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット 4-1, 4-2	
1 事業の概要 県内の保育所等に就職する保育士を増やすために、保育士養成施設の学生等を対象とした県内の保育所等による就職フェアの開催及び保育士資格を持ちながら、保育所で勤務していない人への就職支援をする「保育士・保育所支援センター」の運営を行う。 (1) 保育士就職フェア事業 4,350千円 (2) 保育士・保育所支援センター運営等事業 11,000千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 保育士就職フェア事業 4,350千円 保育士養成施設の学生等を対象とした県内の保育所等による就職フェアを開催する。 イ 保育士・保育所支援センター運営等事業 11,000千円 潜在保育士の就職あっせんや保育所の潜在保育士活用支援等を行う保育士・保育所支援センターの運営を行う。 また、潜在保育士の把握及びセンターの認知度向上を図り、潜在保育士への就職支援を行う再就職支援コーディネーターとマッチング支援員を配置する。 (2) 事業計画 ア 保育士就職フェアの実施 開催時期：9月 参加保育所等数：50～60園以上 イ 保育士・保育所支援センターの運営 保育士再就職支援コーディネーターの配置：保育所等募集採用状況の把握、求人情報の公開マッチングの実施：保育士や保育所等からの相談対応、適切な就職先の開拓 (3) 事業効果 保育士養成施設の卒業生、潜在保育士の県内保育所への就職者数が増加する。						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2 県1/2)										
3 地方財政措置の状況 (区分) 社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）子ども・子育て支援費（説明）子ども・子育て支援対策推進事業、保育対策総合支援事業										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
決定額	15,350	国庫支出金	7,675						7,675	0
前年額	15,350		7,675						7,675	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3349

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B133	保育士宿舍借上補助事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費	
事業期間	平成29年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
	分野施策			010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2		
1 事業概要			5 事業説明						
<p>県内の保育所等に就職する保育士を確保するために、事業者が宿舍を借り上げた場合に補助される国の「保育士宿舍借り上げ支援事業」の実施市町村と事業者の負担の一部を助成する。</p> <p>(1) 市町村・事業者負担軽減補助事業 161,540千円</p>			<p>(1) 事業内容 市町村・事業者負担軽減補助事業 161,540千円 保育所等が保育士の宿舍として、賃貸住宅を借り上げた場合にその費用を補助する国の「保育士宿舍借り上げ支援事業」について、保育士確保の手段として有効であることから市町村負担分及び事業者負担分を助成し、県内保育所等で勤務する保育士を確保する。</p> <p>(2) 事業計画 市町村への補助 ・新設園 国1/2（県1/4）市町村・事業者1/8 ・既設園 国1/2（県1/8）市町村・事業者3/16</p> <p>(3) 事業効果 保育士養成施設の卒業生や潜在保育士、又は県外から保育士を呼び込み、県内保育所で働く保育士数が増加する。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との 対比
決定額	161,540							161,540	△6,232
前年額	167,772							167,772	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：施設運営・人材確保担当
 内線：3349 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B134	保育士確保推進事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費	
事業期間	平成30年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条 児童福祉法第45条		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
					分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2
1 事業概要			5 事業説明					
県内保育所等の求人情報を集約したサイトの運営やイベント情報等の配信を行うとともに、県内保育所等に就職する新卒保育士に対する就職準備金の貸付を行う。 (1) S A I T A M A 保育人材開拓事業 2,376千円 (2) 新卒保育士就職支援事業 81,000千円			(1) 事業内容 ア S A I T A M A 保育人材開拓事業 2,376千円 県内保育所等の求人情報を集約したサイトの運営やイベント情報等の配信を行う。 イ 新卒保育士就職支援事業 81,000千円 県内保育所等に就職する新卒保育士に対する就職準備金の貸付を行う。 (2) 事業計画 ア 委託による実施 イ 埼玉県社会福祉協議会に県が補助し、県内保育所等を通じて新卒保育士へ貸付を実施 (3) 事業効果 ア 求人情報やイベント情報等の情報発信による県内保育所等で働く保育士数の増加 イ 保育士養成施設の卒業生や潜在保育士又は県外の保育士を呼び込むことによる、県内保育所等で働く保育士数の増加					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 一部(国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	83,376	国庫支出金	1,188				82,188	△18,371
前年額	101,747		1,405				100,342	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3349

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B135	潜在保育士就職支援事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
	分野施策			010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2		
1 事業概要			5 事業説明						
<p>保育人材確保の取組を推進するために、短時間勤務を希望する潜在保育士に対して就職準備金の貸付を行うことで県内保育所への再就職を支援する。</p> <p>(1) 潜在保育士就職準備金貸付事業 15,000千円</p>			<p>(1) 事業内容 潜在保育士就職準備金貸付事業 15,000千円 短時間勤務を希望する潜在保育士に対して就職準備金の貸付を行うことで、県内保育所への再就職を支援する。</p> <p>(2) 事業計画 埼玉県社会福祉協議会に県が補助を行い、潜在保育士に対して貸付を実施する。</p> <p>(3) 事業効果 保育現場で働く潜在保育士が増加し、保育士確保が図られる。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との 対比
決定額	15,000							15,000	0
前年額	15,000							15,000	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：施設運営・人材確保担当
 内線：3330 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B122	病児保育施設整備促進事業		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費		
事業期間	令和 2年度～ 令和 4年度	根拠法令	病児保育事業費補助金交付要綱			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
					分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-2, 4-1	
1 事業概要			5 事業説明						
病児保育施設の整備を促進するとともに、病児保育送迎システムの構築をモデル事業を通じて促進する。 (1) 病児保育施設整備促進 83,336千円 (2) 病児保育送迎システム整備 16,023千円 (3) 病児保育事業 229,054千円			(1) 事業内容 ア 病児保育施設整備促進事業 (ア) 病児保育施設整備補助 新たに病児保育施設を整備するための経費を補助する。 (イ) 病児保育事業補助 新たに病児保育事業を実施する施設に対し必要な経費を補助する。 イ 病児保育送迎システム整備事業 体調不良になった子供を迎えに行けない場合に備えた病児保育送迎システムを整備するとともに、モデル事業の検証を実施する。 ウ 病児保育事業 病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった児童への緊急対応を行う保育所に対し必要な経費を助成する。 (2) 事業計画 病児保育施設の整備を促進するとともに、送迎システムのモデル事業を実施し、横展開の促進を図る。 (3) 事業効果 病児保育の受入体制を拡充することで、セーフティネットの整備が図られる。						
2 事業主体及び負担区分									
事業主体：市町村 負担区分：(1) 国1/3 (県1/3) 市町村1/3 (2) 国1/3 (県1/3) 市町村1/3、県10/10 (3) 国1/3 (県1/3) 市町村1/3									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.3人=2,850千円									
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
予算額		県 債							
決定額	328,413	39,000					289,413	△49,264	
前年額	377,677	39,000					338,677		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3349

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B136	潜在保育士登録・復職支援事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費	
事業期間	令和 3年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第3条 子ども・子育て支援法基本指針（内閣府告示）	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
				分野施策		010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2
1 事業概要			5 事業説明						
将来、保育現場で働く可能性がある潜在保育士を把握するとともに、復職を支援するために、保育の質確保とブランク解消のための訓練・研修を行う。			<p>(1) 事業内容 潜在保育士登録・復職支援事業 4,131千円 潜在保育士名簿への登録制度を新設するとともに潜在保育士を対象とした復職支援プログラムを実施する。</p> <p>(2) 事業計画 ・保育士・保育所支援センターに委託し、同センターにおいて登録名簿の管理・更新を行う。 ・県内保育所等への復職を希望する潜在保育士を対象とした復職プログラムを実施する。</p> <p>(3) 事業効果 保育現場へ復帰する潜在保育士の増加が図られる。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2 県1/2)									
3 地方財政措置の状況 (区分) 社会福祉費（細目）児童福祉費（細節）子ども・子育て支援費（説明）子ども・子育て支援対策推進事業、保育対策総合支援事業									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	4,131	2,065						2,066	4,131
前年額	0							0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3334

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B126	家庭保育室等運営事業費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所待機児童対策費	
事業期間	昭和47年度～	根拠法令	(1)家庭保育室等運営事業費補助金実施要綱 (2)埼玉県子どものための教育・保育給付費補助事業実施要綱		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
					分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>家庭保育室及び認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設に対し、運営費の一部を助成することにより、待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を促進し、待機児童の解消を図る。</p> <p>(1) 家庭保育室等運営事業費 9,553千円 (2) 認可化移行支援事業費 6,167千円 (3) 幼児教育無償化 502,104千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 家庭保育室等運営事業費 家庭保育室に対し、0～2歳児の保育に必要な経費を助成することにより、待機児童の解消を図る。 (補助単価：0歳児18,500円、1・2歳児9,200円、長時間2,000円、障害児9,300円)</p> <p>イ 認可化移行支援事業費 認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設を支援するため、運営費を助成する。</p> <p>ウ 幼児教育無償化 「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての認可外保育施設の費用の無償化に伴い必要な経費を負担する。</p> <p>(2) 事業計画 子ども子育て支援新制度の開始により本事業は縮小し、施設型給付若しくは地域型給付へと移行していく。</p> <p>(3) 事業効果 待機児童の解消に資する施設・環境の整備が図られる。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>実施主体 市町村</p> <p>負担区分 (1) (県1/2) 市町村1/2 (2) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4 (3) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4</p>								
3 地方財政措置の状況								
(3) 普通交付税措置あり								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
決定額	517,824						517,824	△174,279
前年額	692,103						692,103	

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課
 担当名： 施設整備・指導担当
 内線： 3328

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B124	待機児童対策とことん活用事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所待機児童対策費	
事業期間	平成26年度～	根拠法令	埼玉県子どものための教育・保育給付費補助事業実施要綱等	宣言項目	01	結婚・出産・子育ての希望実現		SDGsゴール	4, 5, 11
				分野施策	010102	子育て支援の充実		SDGsターゲット	4-2, 5-4, 11-3
1 事業の概要 保育所入所希望者が増え続ける中、待機児童を解消していくためには、施設の新設以外に既存施設の有効利用も不可欠である。そこで、幼稚園の空きスペースを有効活用し、待機児童の解消を目指す。 (1) 幼稚園保育室促進事業 10,736千円 (2) 幼児教育無償化 5,114千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 幼稚園保育室促進事業 【対象か所数 2か所】 10,736千円 幼稚園の空き教室を保育室として利用し、保育所並みの長時間の預かり保育を実施する場合に、運営費を補助する。 イ 幼児教育無償化 【対象児童数 1,810人月】 5,114千円 上記事業対象の3～5歳児について、月額11,300円までの利用料を無償化する。 (2) 事業計画 【5か年計画施策指標】 保育所待機児童数 令和4年4月1日現在 0人 ※令和2年度以降は待機児童数ゼロを維持。 令和2年4月1日現在 1,083人 (3) 事業効果 幼稚園の空き教室を保育室として活用することにより、早期の待機児童解消に資する。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 各種保育サービス等と連携した保育所待機児童対策					
2 事業主体及び負担区分 国1/2、(県1/4)、市町村1/4									
3 地方財政措置の状況									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
決定額	15,850							15,850	△2,683
前年額	18,533							18,533	

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課

担当名： 施設運営・人材確保担当

内線： 3330

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B219	施設型給付費負担金			一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	施設型給付費負担金		
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条			宣言項目	01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
	分野施策						010102	子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2
1 事業の概要			5 事業説明							
<p>教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を幼稚園や保育所等に入所させ、児童の健全な育成を図る。 また、幼児教育・保育無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務費について市町村へ補助する。</p> <p>(1) 保育所等負担金 22,538,167千円 (2) 幼稚園等負担金 3,762,710千円</p>			<p>(1) 事業内容 ア 保育所等負担金 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童を保育所等に入所させた場合、私立保育所等に限り児童福祉法第55条及び子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。 イ 幼稚園等負担金 子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき教育標準時間認定を受けた児童を施設型給付を受ける幼稚園等に入園させた場合、私立幼稚園等に限り子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。</p> <p>(2) 事業計画 「埼玉県子育て応援行動計画」において、特定教育・保育施設受入枠(2・3号)を119,744人(H31.4.1)から140,595人(R7.4.1)に拡大することとしている。</p> <p>(3) 事業効果 教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成が図られる。</p> <p>(4) その他 令和2年4月の子ども・子育て支援法施行令改正により、0～2歳児の給付費への事業主拠出金充当割合が13.67%に引き上げられた。(令和元年度は10.4%)</p>							
2 事業主体及び負担区分			事業主体：市町村 負担区分：国1/2(県1/4)市町村1/4							
3 地方財政措置の状況			あり							
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×1.0人=9,500千円							
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	26,300,877	繰入金						26,300,877	17,051	
前年額	26,283,826	繰入金	1,202,086					25,081,740		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3330

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B220	地域型保育給付費負担金		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	地域型保育給付費負担金		
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	4
					分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	4-1, 4-2	
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>保護者の就労や疾病等により保育の必要性の認定を受けた児童を、市町村が認可した地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）に入所させ、児童の健全な育成を図る。</p> <p>(1) 家庭的保育事業 29,469千円 (2) 小規模保育事業 5,191,565千円 (3) 事業所内保育事業 326,621千円 (4) 居宅訪問型保育事業 2,647千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 家庭的保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が家庭的保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>イ 小規模保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が小規模保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>ウ 事業所内保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が事業所内保育所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>エ 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が居宅訪問型保育事業で保育を受けた場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。</p> <p>(2) 事業計画 「埼玉県子育て応援行動計画」において、地域型保育事業受入枠を10,391人(H31.4.1)から12,537人(R7.4.1)に拡大することとしている。</p> <p>(3) 事業効果 保護者の就労や疾病などにより、保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成を図る。</p> <p>(4) その他 令和2年4月の子ども・子育て支援法施行令改正により、0～2歳児の給付費への事業主拠出金充当割合が13.67%に引き上げられた。(令和元年度は10.4%)</p>						
2 事業主体及び負担区分									
事業主体：市町村 負担区分：国1/2 (県1/4) 市町村1/4									
3 地方財政措置の状況									
あり									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.0人=9,500千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
決定額	5,550,302						5,550,302	374,893	
前年額	5,175,409						5,175,409		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B217	ひとり親家庭福祉推進事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費		
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法、埼玉県母子緊急一時保護実施要綱	宣言項目		分野施策	020415 生活の安心支援	SDGsゴール	1	
								SDGsターゲット	1-1, 1-2, 1-3	
1 事業概要				5 事業説明						
ひとり親家庭等の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。				(1) 事業内容						
(1) 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業				ア 母子家庭・父子家庭自立支援給付金支給事業						
115,750千円				115,750千円						
(2) 母子緊急一時保護事業				(7) 自立支援教育訓練給付金 (7,600千円) ※町村在住者対象						
2,261千円				指定した講座を受講したひとり親家庭の母又は父に、受講料の6割相当額 (限度額200千円・専門実践教育訓練給付金の指定講座については限度額800千円) を支給する。						
(3) 母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業				(4) 高等職業訓練促進給付金等 (106,150千円) ※町村在住者対象						
335千円				ひとり親家庭の母又は父が養成機関で修業する場合に、給付金を支給する。						
(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業				イ 母子緊急一時保護事業						
250千円				DV防止法による一時保護委託の適用が困難で、かつ緊急に自宅を出ざるを得なくなった行き場のない母子を母子生活支援施設に一時保護する。						
(5) ひとり親家庭等生活向上事業				ウ 母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業						
114,047千円				母子・父子自立支援プログラム策定員を設置し、児童扶養手当受給者の個々の事情等に対応した自立支援プログラムを策定して、経済的自立に向けたきめ細やかな支援を行う。						
(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業				エ ひとり親家庭等日常生活支援事業 ※市町村補助事業						
600千円				日常生活等に支障が生じた母子家庭等に、家庭生活支援員を派遣する。						
(7) ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付金事業				オ ひとり親家庭等生活向上事業 ※市町村補助事業						
4,415千円				個々の家庭の状況に応じた生活支援及びひとり親家庭の子供に対し学習支援等を行う。						
				カ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業						
				高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した際に「修了時支援金」、修了から1年以内に試験に合格した際に「合格時支援金」を支給する。(合わせて上限150千円)						
				キ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業						
				ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業を実施する団体に、県が事業費及び事務費を補助し、同団体が高等職業訓練促進給付金支給者に、入学準備金(50万円)と就職準備金(20万円)を貸し付ける。						
				ク ひとり親世帯等調査事業						
				5年に1度の全国調査。						
2 事業主体及び負担区分										
(1)・(6) (国3/4・県1/4)										
(2)・(3) (県10/10)										
(4)・(5) (国1/2、県1/4、市町村1/4)										
(7) (国9/10、県1/10) 事業者0 (8) (国10/10)										
3 地方財政措置の状況										
(3) 普通交付税										
(区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費										
(細節) 児童措置費 (積算内容) 母子生活支援施設										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×0.4人=3,800千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
		国庫支出金								
決定額	239,446	165,344						74,102	28,981	
前年額	210,465	145,251						65,214		

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課

担当名： 手当・ひとり親家庭支援担当

内線： 3337

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B140	母子家庭等交流・生活支援事業		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費		
事業期間	平成23年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱、母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱			宣言項目		SDGsゴール	1, 5
			分野施策	020415 生活の安心支援		SDGsターゲット	1-2, 1-3, 5-4		
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>本事業は、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を整備することを目的としている。</p> <p>子育ての不安や生活の悩みを抱えながら地域で孤立しがちな母子家庭に対して、母子連会員が同じ立場の目線で相談支援を行うものである。</p> <p>また、ひとり親家庭に必要な支援情報が届くよう、ポケットブック「まいたま」を活用してスマホによる情報発信を行う。</p> <p>(1) 母子家庭等交流・生活支援事業 6,912千円</p> <p>(2) ひとり親家庭ワンストップ情報支援事業 358千円</p>			<p>(1) 母子家庭等交流・生活支援事業 6,912千円</p> <p>ア 事業内容 子育ての不安や生活の悩みを抱えながら、地域で孤立しがちであるひとり親家庭に対して同じ立場の者の目線で相談支援（ピアカウンセリング）を行い、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を確立する。</p> <p>イ 事業計画 地域相談員への研修（1回）、地域交流会（50回） 地域相談会（50回）、家庭訪問研修（1回）</p> <p>ウ 事業効果 当事者団体の相談支援能力の強化や活動の活性化を促すとともに、地域でひとり親家庭を見守る体制を整備し、ひとり親家庭の孤立の防止を図る。 令和元年度 地域相談員養成研修会 1回（参加者 44人）、地域交流会 73回（参加者 1,119人） 地域相談会 80回（参加者 1,226人）、生活支援講習会 40回（参加者 517人）</p> <p>(2) ひとり親家庭ワンストップ情報支援事業 358千円</p> <p>ア 事業内容 ひとり親家庭に必要な支援情報が届くよう、ポケットブック「まいたま」を活用してスマホによる情報発信を行う。また、市町村を通じて「ひとり親あんしんサポートカード」を配布して「まいたま」への登録を促進する。</p> <p>イ 事業計画 (ア) 「まいたま」へひとり親家庭に関する情報を掲載し、登録者に対しては直接情報配信を行う。 (イ) 「ひとり親あんしんサポートカード」80,000枚を作成し、児童扶養手当更新手続期間を中心に市町村窓口を通じてひとり親家庭及び離婚を検討している家庭へ配布することで、「まいたま」への登録を促す。</p> <p>ウ 事業効果 「まいたま」を活用してスマホによる情報発信を行うことによって、ひとり親家庭が必要とする情報を届けることが可能となる。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
			国庫支出金						
決定額	7,270	3,635					3,635	△625	
前年額	7,895	3,947					3,948		

令和 3年度予算見積調書

課室名： 少子政策課
 担当名： 企画・子育てムーブメント
 内線： 3325 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B310	母子福祉団体補助		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費		
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	なし（埼玉県地域婦人会連合会結婚相談事業補助金交付要綱）			宣言項目		SDGsゴール	5, 10, 11
			分野施策	010101	きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	5-c, 10-2, 11-1		
1 事業概要			5 事業説明						
結婚を希望するひとり親家庭の母等への結婚相談及び情報提供事業の経費を助成することにより、結婚相談及び情報提供を充実させ、ひとり親家庭の母等の福祉の向上を図る。			(1) 事業内容 230千円 結婚を希望するひとり親家庭の母等への結婚相談及び、情報提供事業の経費を助成することにより、結婚相談及び情報提供を充実させ、ひとり親家庭の母等の福祉の向上を図る。						
(1) 埼玉県地域婦人会連合会結婚相談所補助 230千円			(2) 事業計画 結婚相談員設置数 1人 相談者数 22人（平成30年度）→3人（令和元年度）→20人（令和2年度計画）						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 埼玉県地域婦人会連合会			(3) 事業効果 結婚を希望するひとり親家庭の母等への支援を促進できる。						
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	230						230	△20	
前年額	250						250		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B141	ひとり親家庭就職・転職応援事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費			
事業期間	平成30年度～	根拠法令				宣言項目	分野施策	020415	生活の安心支援	SDGsゴール	4, 10
									SDGsターゲット	4-3, 4-4, 10-4	
1 事業概要				5 事業説明							
ひとり親世帯、特に母子世帯は経済的に厳しい状況にある。平成28年国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平均年間所得は270万円であり、児童のいる世帯708万円の4割にも満たない。また、母子世帯の母の82%が就労しているが、正規の職員・従業員は44%であり、多くがパートや非正規雇用となっている。経済的な自立には安定した就労が不可欠であることから、正規雇用に結びつきやすい資格取得や、より条件のよい転職を支援するものである。				<p>(1) 事業内容 就業支援専門員を中心に相談から職場定着まで切れ目ない支援を行うとともに、ひとり親の資格取得を支援するため、セミナーや看護学校受験対策講座を実施する。</p> <p>(2) 事業計画 ひとり親家庭資格取得応援事業 12,888千円 ア 看護学校受験対策講座の実施 12,596千円 看護職はひとり親の就業ニーズが高いことから、看護学校受験を目指すひとり親を対象に受験予備校による実践的な講座を開講し、受験対策相談にも対応することで合格を支援する。 ・会場：県内3か所 ・人数：60人 ・カリキュラム：看護学校受験コース・准看護学校受験コース いずれも週1回 6～12月（全20回） イ 資格取得セミナーの開催 292千円 看護師など就職につながりやすい資格の取得を希望するひとり親を対象に、セミナーを開催する。 ・内容：就職に有利な資格の紹介や取得方法、資格取得に向けての勉強・就職までの体験発表など ・会場等：県内1か所</p> <p>(3) 事業効果 経済的に厳しい状況にあるひとり親の安定的な就労を支援することで、その自立が図られる。</p>							
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円											
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比	
決定額	12,888	国庫支出金	6,444					6,444	△958		
前年額	13,846		6,923					6,923			

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B218	児童扶養手当給付費		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	児童扶養手当給付費		
事業期間	昭和60年度～	根拠法令	児童扶養手当法第4条、第21条（義務）			宣言項目		SDGsゴール	1
			分野施策	020415 生活の安心支援	SDGsターゲット	1-1, 1-2, 1-3			
1 事業概要 児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭安定と福祉の向上を図る目的で児童扶養手当を給付している。 (1) 児童扶養手当給付費 1,809,052千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 児童扶養手当の支給要件 1,809,052千円 次のいずれかに該当する18歳の年度末（3月31日）までの児童又は20歳未満で障害のある児童を監護（養育）している父、母又は養育者で、申請者や児童が日本国内に住所を有しない等支給できない要件に該当せず、かつ、所得が一定未満であること。 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母に一定の障害の状態がある児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・母が婚姻によらないで出産した児童 ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・その他父又は母と生計を同じくしていない児童（拘禁、生死不明等）等 イ 児童扶養手当の月額（令和元年度） 1人目・・・父、母又は養育者の所得により 43,500円（全部支給）、43,490～10,180円（一部支給） 2人目加算・・・10,270円（全部支給）、10,260～5,070円（一部支給） 3人目以降加算・・・1人につき6,150円（全部支給）、6,140～3,040円（一部支給） (2) 事業計画 児童扶養手当支給日 年6回 令和2年5月（3月～4月分支給）、7月（5月～6月分支給）、9月（7月～8月分支給）、11月（9月～10月分支給）、1月（11月～12月分支給）、3月（1月～2月分支給） 各月11日（土曜日、日曜日、又は祝日の場合はその直前の平日） (3) 事業効果 支給対象者（町村分のみ）の推移（各年度7月末）						
2 事業主体及び負担区分 県（町村部） 児童扶養手当（国1/3・県2/3）									
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用） （区分）社会福祉費（細目）2児童福祉費 （細説）(7)児童扶養手当及び母子寡婦福祉対策費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円									
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比	
			国庫支出金						
決定額	1,809,052	603,017					1,206,035	25,483	
前年額	1,783,569	594,523					1,189,046		

令和 3年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																										
B142	母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金																										
事業期間	昭和28年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、31条の6、32条、36条（義務）			宣言項目		SDGsゴール	1, 4																								
			分野施策	010102 子育て支援の充実		SDGsターゲット	1-2, 1-3, 4-3																										
1 事業概要			5 事業説明																														
<p>母子父子寡婦福祉資金特別会計を運営するに当たり、不足する財源に充てるため、一般会計から繰出を行う。また、償還金の徴収の一部について外部委託を行うための所要額を事務費に計上する。</p> <p>(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金 (債権管理担当職員設置費) 6,391千円</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金 (貸付事務費) 19,900千円</p>			<p>(1) 事業内容 26,291千円 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を目的に必要な資金を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金特別会計を円滑に運営するために、不足する財源を一般会計から繰り出し、充当する。</p> <p>(2) 事業計画 貸付金所要額 732,111千円 (1,077件) 繰出額 0千円 事務費所要額 31,767千円 繰出額 26,291千円</p> <p>(3) 事業効果 経済的に厳しい状況にある母子家庭、父子家庭、寡婦に必要な資金を貸し付けることにより、生活の安定や児童の修学を図ることができる。</p> <p>貸付実績</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr><td>平成27年度</td><td>1,151件 (736,582千円)</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,000件 (632,573千円)</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>949件 (618,511千円)</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>903件 (594,849千円)</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>932件 (614,196千円)</td></tr> </table> <p>繰出の状況</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr><td>平成27年度</td><td>貸付金充当分 179,717千円</td><td>事務費充当分 17,799千円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>貸付金充当分 14,040千円</td><td>事務費充当分 17,679千円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>貸付金充当分 0千円</td><td>事務費充当分 0千円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>貸付金充当分 0千円</td><td>事務費充当分 38,403千円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>貸付金充当分 0千円</td><td>事務費充当分 25,811千円</td></tr> </table>						平成27年度	1,151件 (736,582千円)	平成28年度	1,000件 (632,573千円)	平成29年度	949件 (618,511千円)	平成30年度	903件 (594,849千円)	令和元年度	932件 (614,196千円)	平成27年度	貸付金充当分 179,717千円	事務費充当分 17,799千円	平成28年度	貸付金充当分 14,040千円	事務費充当分 17,679千円	平成29年度	貸付金充当分 0千円	事務費充当分 0千円	平成30年度	貸付金充当分 0千円	事務費充当分 38,403千円	令和元年度	貸付金充当分 0千円	事務費充当分 25,811千円
平成27年度	1,151件 (736,582千円)																																
平成28年度	1,000件 (632,573千円)																																
平成29年度	949件 (618,511千円)																																
平成30年度	903件 (594,849千円)																																
令和元年度	932件 (614,196千円)																																
平成27年度	貸付金充当分 179,717千円	事務費充当分 17,799千円																															
平成28年度	貸付金充当分 14,040千円	事務費充当分 17,679千円																															
平成29年度	貸付金充当分 0千円	事務費充当分 0千円																															
平成30年度	貸付金充当分 0千円	事務費充当分 38,403千円																															
令和元年度	貸付金充当分 0千円	事務費充当分 25,811千円																															
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)																																	
3 地方財政措置の状況 なし																																	
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 なし																																	
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比																									
決定額	26,291						26,291	4,357																									
前年額	21,934						21,934																										

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：総務・介護保険担当
 内線：3255

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B28	市町村介護保険財政支援事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	平成12年度～	根拠法令	介護保険法第123条、第124条の2、第147条			宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
	分野施策						010205	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット 3-c
1 事業概要				5 事業説明					
保険者(市町村)の介護保険給付、地域支援事業に要する費用、低所得者の介護保険料軽減に要する費用について、介護保険法に基づき法定負担割合を負担する。 国、県及び保険者(市町村)の拠出金による介護保険財政安定化基金を設置し、市町村への交付・貸付を行う。 (1) 介護給付費負担金 77,697,332千円 (2) 介護給付費負担金 (介護職員処遇改善：新しい経済政策パッケージ分) 1,293,391千円 (3) 地域支援事業交付金 4,272,361千円 (4) 介護保険財政安定化基金事業 307,030千円 (5) 低所得者保険料軽減負担金 1,597,269千円				(1) 事業内容 ア 介護給付費負担金 78,990,723千円 保険者(市町村)が実施する介護保険給付について介護保険法第123条第1項及び第2項の規定により必要な費用を負担する。 (7) 施設等給付費負担金 17.5% (4) その他給付費負担金 12.5% イ 地域支援事業交付金 4,272,361千円 保険者(市町村)が実施する地域支援事業について介護保険法第123条第3項及び第4項の規定により必要な費用を負担する。 (7) 新しい介護予防、日常生活支援総合事業 12.5% (4) 包括的支援事業・任意事業 19.25% ウ 介護保険財政安定化基金事業 307,030千円 保険料未納、または見込みを上回る給付費増により財政不足が生じた市町村に対し、県に設置している「介護保険財政安定化基金」を原資として、資金の貸付又は交付を行う。 エ 低所得者保険料軽減負担金 1,597,269千円 市町村民税が全員非課税世帯の介護保険料に、公費を投入して負担軽減を行う事業に必要な費用を負担する。25%					
2 事業主体及び負担区分 (1)～(5)(県10/10)				(2) 事業計画					
3 地方財政措置の状況 地方交付税(単位費用) (区分) 高齢者保健福祉費 (細目) 介護保険費 (細節) 介護保険費				ア 介護給付費負担金 法定負担割合を保険者(市町村)へ交付する。 61保険者 年4回 イ 地域支援事業交付金 法定負担割合を保険者(市町村)へ交付する。 61保険者 年2回 ウ 介護保険財政安定化基金事業 市町村からの申請のに基づき必要額を交付・貸付する。 エ 低所得者保険料軽減負担金 法定負担割合を市町村へ交付する。 63市町村 年2回					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6人=5,700千円									
財 源 内 訳									
予算額		財産収入	繰入金					一般財源	前年との対比
決定額	85,167,383	7,030	300,000					84,860,353	5,217,940
前年額	79,949,443	8,430	400,000					79,541,013	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：総務・介護保険担当
 内線：3264

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B29	介護保険制度運営推進事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費		
事業期間	平成12年度～	根拠法令	介護保険法第38条、第128条、第176条、第184条			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c		
1 事業概要				5 事業説明						
介護保険制度の運営を円滑に行うため、介護サービス事業者に係る苦情処理体制の整備、介護保険に係る不服申立への対応、要介護認定の水準向上のための研修を行うとともに、介護給付適正化の取組を進める。 (1) 国保連苦情相談事業 8,860千円 (2) 介護保険審査会運営 1,383千円 (3) 要介護認定適正事業 1,431千円 (4) 介護給付適正化事業 582千円				(1) 事業内容 ア 国保連苦情相談事業 埼玉県国保連に対し介護事業者に関する苦情相談窓口を設置する経費を補助する。 イ 介護保険審査会運営 保険者の行政処分である要介護認定や介護保険料等に対する審査請求を処理するため、事案調査を行うとともに、埼玉県介護保険審査会を開催する。 ウ 要介護認定適正実施事業 要介護認定(要支援認定)が適正に行われるよう研修会を開催する。 エ 介護給付適正化事業 適切な介護サービスの確保のため、保険者である市町村が介護給付の適正化を図れるよう、必要な助言・指導を行う。 (2) 事業計画 ア 国保連苦情相談事業 相談窓口の設置：通年 イ 介護保険審査会運営 審査請求への対応：随時 ウ 要介護認定適正事業 研修会の開催：13回 エ 介護給付適正化事業 市町村個別指導：通年 (3) 事業効果 ア 国保連苦情相談事業 相談件数：464件(令和元年度)、苦情申立件数：1件(令和元年度) イ 介護保険審査会運営 審査請求受付件数：18件(令和元年度) ウ 要介護認定適正事業 研修参加者数：1,802人(令和元年度) エ 介護給付適正化事業 市町村事業実施率：98.0%(平成28年度)						
2 事業主体及び負担区分										
(1) (県10/10) (2) (県10/10) (3) (国1/2・県1/2) (4) (県10/10)										
3 地方財政措置の状況										
地方交付税(単位費用) (区分) 高齢者保健福祉費 (細目) 介護保険費 (細節) 介護保険費 (積算内容) 介護保険審査会運営、制度施行支援事業・苦情処理業務支援事業										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500円×3.6人=34,200千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	12,256	715						11,541	0	
前年額	12,256	715						11,541		

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：総務・介護保険担当
 内線：3264

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業			
B30	要介護度改善等促進事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費			
事業期間	平成28年度～	根拠法令	介護保険法第5条第2項			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c		
1 事業概要			5 事業説明 (1)事業内容 要介護度改善等促進事業 要介護度改善等に積極的に取り組む事業所を表彰・認証することで、事業所の取組を促進するとともに、利用者の自立に向けた意識の高揚を図る。 (2)事業計画 要介護度改善等促進事業 通所介護事業所等を対象に、一定の要件を満たす事業所を募り、要介護度の改善等に関し一定の成果を上げた事業所を表彰・認証する。 (3)事業効果 ・ 介護事業者及び利用者の要介護改善等への取組を促進させ、利用者の生活の質の向上を図り、ひいては介護保険制度の持続可能性に資する。 ・ 5か年計画の施策指標「75歳～79歳の要介護認定率：11.6%未満」の達成に資する。							
1 要介護度改善等促進事業									1,510千円	
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円										
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比		
決定額	1,510	国庫支出金	755				755	△134		
前年額	1,644						1,644			

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3261

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B31	地域包括ケア総合支援チーム派遣事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	令和 3年度～ 令和 5年度	根拠法令	介護保険法第5条第2項、第3項、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c
1 事業概要			5 事業説明					
計画的に全ての市町村への人的支援を実施し、地域包括ケアシステムの構築を加速化する。 (1) 総合支援チーム派遣事業 7,102千円			1 総合支援チームの設置・派遣 (1) 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 第8期介護保険事業計画を踏まえて、3年間の支援ロードマップを市町村とともに作成 支援ロードマップを採択して「支援チーム」による人的支援を実施 (2) 事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援、介護予防、生活支援、医療介護連携等を一体的・総合的に支援するチームを設置 63全ての市町村等を対象に派遣 市町村の状況に合わせてチームを編成 チームは、県職員、リハ職、地域づくりの専門家、医療・介護関係の有識者等で構成 テーマ別研修会・相談会の実施 (3) 事業効果 <p>市町村の個別の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が可能となる。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国10/10・県0)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×2人=19,000千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金					
決定額	7,102	7,102					0	
前年額	7,102		7,102				0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3256 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B32	地域包括ケアシステム構築促進事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	平成27年度～ 令和 7年度	根拠法令	介護保険法第5条第2項、第115条の45の10第3項、第120条の2第2項		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c
1 事業の概要			5 事業説明					
市町村が地域支援事業を効果的に実施できるよう支援することにより、市町村の地域包括ケアシステムの構築を促進する。			(1) 事業内容					
(1) 地域ケア会議立上げ・運営支援事業 11,414千円			ア 地域ケア会議立上げ・運営支援事業 11,414千円					
(2) 介護予防事業 2,902千円			・地域ケア会議専門員の派遣による立上げ・運営支援 (23市町村×10回)					
(3) 生活支援体制整備促進事業 24,141千円			・地域ケア会議コーディネーター研修 (年2回)					
(4) 地域包括ケアシステム支援事業 2,210千円			・自立支援型介護予防ケアプラン作成研修 (年2回)					
			・自立支援型地域ケア会議助言者研修 (年4回)					
			・事業所向け自立支援研修 (年2回)					
			イ 介護予防事業 2,902千円					
			市町村介護予防事業アドバイザー連絡会議					
			・各市町村で介護予防事業に関する助言指導等を行うリハビリ専門職連絡会の開催 (年4回)					
			・市町村介護予防事業研修に講師等としてリハビリ専門職を派遣 (全体年1回、4地域別×2回)					
			ウ 生活支援体制整備促進事業 24,141千円					
			生活支援アドバイザーの配置 (常勤職員換算1.5人)					
			・生活支援コーディネーター養成研修 (1回)、課題別研修 (3回)、合同研修 (2回)、					
			現場視察研修 (3回)、ブロック別連絡会議 (2回×4か所)、指導者養成研修 (1回)					
			・市町村集中支援 (15市町村×10日)					
			エ 地域包括ケアシステム支援事業 2,210千円					
			・全体支援：地域包括ケア推進会議 (情報交換会) (年1回)、在宅医療・介護連携推進事業研修 (年1回) 等					
			・圏域別支援：圏域別会議への職員の派遣 (随時)					
			・地域包括ケアシステム市町村取組報告会					
2 事業主体及び負担区分			(2) 事業計画					
(1) (県10/10)			・令和3年度末までに全市町村で自立支援型地域ケア会議の定期的な実施及びモニタリング会議の実施					
(2) (国1/2・県1/2)			・令和3年度末までに住民の参加による地域ごとの協議の場の設置及び定期的な話合いの実施					
(3) (国1/2・県1/2)			(3) 事業効果					
(4) (国1/2・県1/2)			市町村の自立支援型地域ケア会議、介護予防、生活支援体制整備事業、医療介護連携等の取組を支援することで地域包括ケアシステムの構築が促進される。					
3 地方財政措置の状況			なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×4人=38,000千円					
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金					
決定額	40,667	14,476	11,714			14,477	△5,216	
前年額	45,883	4,399	36,734			4,750		

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3256 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B33	市町村地域支援事業促進事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費		
事業期間	平成18年度～	根拠法令	介護保険法第5条第2項、115条の45の10第3項、120条の2第2項			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット 3-c		
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>急速な高齢化が進む本県において、市町村が中心となって地域の実情に合わせて効果的に地域支援事業を実施し、高齢者への支援を進めることが必要である。また、高齢者の生活を支え、地域包括ケアシステム構築において中心的な役割を果たす地域包括支援センターの機能を強化することも非常に重要である。そこで、市町村の効果的な地域支援事業の実施を促進するための研修や、地域包括支援センターの機能強化を図るための研修を開催する。</p> <p>(1) 地域包括支援センター従事者研修事業 1,087千円 (2) 地域支援事業等促進事業(市町村向け研修事業) 1,189千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 地域包括支援センター従事者研修事業 地域包括支援センター職員等への研修を年4回程度実施 1,087千円</p> <p>イ 地域支援事業等促進事業(市町村職員向け研修) 地域包括支援センターの運営を含む地域支援事業を担当する市町村職員への研修を年2回程度実施 1,189千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 地域包括支援センターの総合相談業務の充実や地域包括ケアシステムを実現するためのコーディネート力の養成などセンターの機能を強化するとともに、センター相互のネットワークの構築を図るために対象者を階層別にして段階的な研修を実施する。</p> <p>イ 地域包括支援センターの設置主体である市町村等の職員に対し、センター機能強化のため、基幹機能や支援能力の向上及び地域における課題解決策を検討するための研修を実施する。 また、市町村とセンターで意識を共有し、意見交換してもらうために市町村管理職と地域包括支援センター長合同研修を実施する。</p> <p>(3) 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員や市町村職員等への研修を通して、コーディネート力やノウハウを身につけ、高齢者の支援のために、地域の社会資源につなげることができるようになる。 市町村が地域支援事業により高齢者の自立促進と多様な担い手による介護予防を実現することで、いつまでも安心して住み慣れた地域に住み続けることができる高齢者が増えることが期待される。 地域包括支援センターと市町村が地域包括ケアシステム構築に向けて共通の目標を持ち、事業に取り組める。 						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2)</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>地方交付税(単位費用) (区分) 厚生労働費 (細目) 介護保険費 (細節) 介護保険費</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.2人=1,900千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	2,276	1,138						1,138	△528
前年額	2,804		2,804					0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3261

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B34	看取り体制強化事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費		
事業期間	平成29年度～	根拠法令	介護保険法第5条第2項			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策					010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>高齢者が最後まで住み慣れた場所で暮らせるようにするため、高齢者の生活を支える介護施設等の職員向けの全体研修及び各介護施設への講師派遣を実施し、介護施設の職員のスキルアップを図るとともに、介護施設における看取り体制の強化を促進する。</p> <p>(1) 看取り体制強化事業 10,104千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>介護施設の職員向けに看取りケアに関する研修の実施、介護施設の職員のスキルアップを図るとともに、介護施設等における看取り体制の強化を促進する。</p> <p>10,104千円</p> <p>ア 看取りケア研修 8,867千円 対象：介護施設の職員 目的：介護施設における看取りの取組の促進 内容：看取りケアの基礎的知識の習得、グループワーク・ロールプレイングによる具体的な取組イメージの獲得</p> <p>イ 看取りケア実習講師派遣 1,237千円 対象：看取りケアを導入する介護施設 目的：介護施設における看取りを実践する人材の育成 内容：各介護施設が看取りケアに関する実習を行う場合に講師を派遣</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 介護施設等職員向けに看取りケア研修 管理者向け1日、実践者向け2日×2会場 定員計500人 ※上記規模を前提にWEB開催に切り替える場合がある。</p> <p>イ 年間20施設に派遣</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>地域における看取り体制を強化し、高齢者が最後まで安心して住み慣れた場所で生活できる環境を整えることにより、地域包括ケアシステムの構築が促進される。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1人=9,500千円									
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
予算額		繰入金							
決定額	10,104	10,104					0	△550	
前年額	10,654	10,654					0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3256

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B35	地域包括ケアシステム広域支援事業			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	平成30年度～	根拠法令	介護保険法第5条			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c	
1 事業概要				5 事業説明					
市町村の地域包括ケアシステム構築のために必要なリハビリ専門職等の量と質を確保するとともに地域リハビリテーションの効果的な推進を図る。 (1) 地域リハビリテーション推進協議会・ケアサポートセンター連絡調整会議費 763千円 (2) 地域リハビリテーションケアサポートセンター活動費 11,500千円 (3) 認定セラピスト育成事業 6,280千円				(1) 事業内容 ア 地域リハビリテーション推進協議会・ケアサポートセンター連絡調整会議運営費 地域リハビリテーションを効率的に推進するため、県内関係機関、団体等で構成する地域リハビリテーション推進協議会及びケアサポート連絡調整会議を開催し活動状況の検証及び支援体制に係る基本方針等の検討などを行う。 イ 地域リハビリテーションケアサポートセンター活動費 県内二次医療圏ごとに指定した地域リハビリテーションケアサポートセンターに、市町村や地域包括支援センター等に対する技術的助言やリハビリ専門職の派遣調整などの支援業務を委託する。 ウ 認定セラピスト育成事業 派遣ニーズの増大に伴う地域包括ケアシステム構築のためのリハビリ専門職の量と質の両面からのバックアップとして、スキルアップの実施、スーパーバイザーによるフォローアップ、人材バンクデータ管理システムの運用を行う。 (2) 事業計画 地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することを目的に、市町村単独では確保が困難なリハビリ専門職等について、広域派遣や育成支援を実施する。 (3) 事業効果 地域の医療機関等のリハビリ専門職等を活用することで、地域包括ケアシステム構築の広域支援を行う。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 直接住民に接する地域包括支援センター等がリハビリ専門職を有する地域の医療機関等から支援を受けられる仕組みを構築する。					
2 事業主体及び負担区分									
(1) (国10/10・県0) (2) (国10/10・県0) (3) (国10/10・県0)、一部(県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.2=1,900千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	18,543	17,240	1,303					0	0
前年額	18,543	7,715	3,112					7,716	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3256

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B43	民間事業者と連携した高齢者生活支援事業（プラチナ・サポート・ショップ）		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	介護保険法第5条第2項、介護保険法第115条の45の10第3項		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c
1 事業概要			5 事業説明					
民間企業など多様な主体が高齢者をサポートする体制を整備し、地域包括ケアシステムの構築を促進する。 (1) 民間事業者と連携した高齢者生活支援事業 10,393千円			(1) 事業内容 ア 民間事業者と連携した高齢者生活支援事業 (ア)プラチナ・サポート・ショップ登録企業の拡大、情報システムの運用 (イ)企業との連携研修 (1回) 及び連携交流会 (4回) (2) 事業計画 ア プラチナ・サポート・ショップ登録企業の拡大、情報システムの運用 プラチナ・サポート・ショップ登録企業の拡大及び情報システムの運用により、介護保険サービス以外の高齢者向けサービスの普及を図る。 イ 企業との連携研修及び連携交流会 高齢者向けサービスの開発を推進するため企業向け研修会等を実施する。 (3) 事業効果 民間企業など多様な主体が高齢者をサポートする体制を整備することにより、高齢者の生活支援及び介護予防を推進する。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (県10/10) (国10/10・県0)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金					
決定額	10,393	4,123	6,270				0	
前年額	14,638	14,038	600				0	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 地域包括ケア課
 担当名: 地域包括ケア担当
 内線: 3256 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B44	ケアラー総合支援事業			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費		
事業期間	令和 2年度～ 令和 5年度	根拠法 法令	埼玉県ケアラー支援条例 介護保険法第5条第2項				宣言項目 分野施策	02 健康・医療・介護の安心確保 010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsゴール 3, 17 SDGsターゲット 3-c, 17-17	
1 事業概要 ケアラー及びヤングケアラーを総合的に支援するため普及啓発、居場所づくり、関係機関職員等対象研修、ヤングケアラー当事者による交流会を実施する。 ケアラー支援計画に掲げる主な取組等の進捗状況報告、ケアラー支援に関する情報交換を行う。 (1) ケアラー総合支援事業 20,155千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア ケアラー支援普及啓発事業 イ 地域での居場所づくり促進事業 ウ 市町村等支援事業 エ ヤングケアラー支援事業 オ ケアラー支援有識者会議 (2) 事業計画 ア ケアラー支援普及啓発事業 ・小中高校生向けケアラーハンドブック、一般向け啓発チラシの作成及び配布 ・ケアラー支援フォーラムの開催 イ 地域での居場所づくり促進事業 ・介護者サロン立ち上げ運営マニュアルの作成 ウ 市町村等支援事業 ・ケアラーからの相談に関わる関係機関を対象とした研修の実施 エ ヤングケアラー支援事業 ・オンラインサロンの開催 ・市町村等向け研修実施 オ ケアラー支援に関する有識者会議 ・ケアラー支援に関する有識者会議の開催 (3) 事業効果 ケアラー及びヤングケアラーへの理解や認知度の向上、関係機関の相談体制を整備、強化することでケアラー及びヤングケアラー支援が推進され、ケアラー支援条例に掲げられる理念の実現に寄与する。						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.5人=23,750千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
決定額	20,155	繰入金						15,073	20,155	
前年額	0							0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：認知症・虐待防止担当
 内線：3251 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B36	認知症ケア支援事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	(1)認知症介護実践者等養成事業実施要綱 (2)、(3)介護保険法第5条第3項 (4)認知症施策普及・相談・支援事業実施要綱		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c
1 事業の概要			5 事業説明					
認知症に関する正しい知識の普及・啓発・研修を実施することにより、認知症高齢者その家族及び認知症介護に携わる介護者等を支援する。 (1) 認知症介護研修事業 10,538千円 (2) 認知症地域医療支援事業 5,691千円 (3) 認知症ケア人材育成事業 4,188千円 (4) 認知症施策普及・相談・支援事業 2,975千円			(1) 事業内容 ア 認知症介護研修事業 10,538千円 イ 認知症地域医療支援事業 5,691千円 認知症の早期発見と医療・介護が連携したサービスを受けられるよう、かかりつけ医、病院勤務の医療関係者、専門職等を対象として認知症対応力向上研修を実施する。また、かかりつけ医及び専門医療機関と地域包括支援センター等の連携推進役となる認知症サポート医を養成する。 ウ 認知症ケア人材育成事業 4,188千円 認知症初期集中支援チームと地域支援推進員に対する研修等を実施して市町村を支援する。 エ 認知症施策普及・相談・支援事業 2,975千円 認知症介護電話相談、認知症介護家族交流会等 (2) 事業計画 ア 認知症介護研修事業（8種類） ①認知症介護実践研修（実践者研修）、②認知症介護実践研修（実践リーダー研修）、③認知症対応型サービス事業開設者研修、④認知症対応型サービス事業管理者研修、⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、⑥認知症介護指導者養成研修、⑦認知症介護指導者フォローアップ研修、⑧認知症介護基礎研修 イ 認知症サポート医の養成やかかりつけ医や医療従事者等への認知症対応力向上研修の継続的な実施により、認知症に関する豊富な知識を持つ医師や医療従事者が適切な医療を提供する環境を整備する。 ウ 認知症初期集中支援チーム員研修及び認知症地域支援推進員研修の継続的な実施により、市町村における認知症施策の推進を支援する。また、事例検討会を実施し、円滑な事業継続を支援する。 エ 認知症施策普及・相談・支援事業 (3) 事業効果 ア 認知症介護研修事業 令和元年度修了者 11,104人(累計) イ かかりつけ医認知症対応力向上研修修了医 令和元年度末 1,413人(累計) ウ 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の配置 県内全市町村に配置 エ 認知症施策普及・相談・支援事業 令和元年度電話相談 5,432件(累計)					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (県10/10) (2) (県10/10) (3) (県10/10) (4) (国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.6人=15,200千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
			国庫支出金	繰入金				
決定額	23,392	1,487	13,087				8,818	0
前年額	23,392	1,487	12,934				8,971	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 地域包括ケア課
 担当名: 認知症・虐待防止担当
 内線: 3251 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B37	認知症ケア技術向上事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費	
事業期間	令和 3年度～ 令和 5年度	根拠法令	介護保険法第5条の2第2項、認知症総合戦略推進事業実施要綱			宣言項目 分野施策	SDGsゴール	3
1 事業概要		5 事業説明						
認知症介護技術の向上研修を実施することにより、認知症の人の介護に携わる家族介護者を支援する。 (1) 認知症ケア技術向上事業 1,170千円 (2) 認知症ケア研修会開催事業 456千円		(1) 事業内容 ア 認知症ケア技術向上事業 1,170千円 県内の認知症ケアの質を向上するため、認知症ケアに係る研修会実施等の役割を担う認知症ケア向上チームを設置する。 イ 認知症ケア研修会開催事業 456千円 在宅で認知症の方を介護されている方向けのケア研修会を実施することにより、総合的な認知症ケアの質向上を図る。 (2) 事業計画 ア 認知症ケア向上チームを設置し、研修カリキュラムの検討及び作成を行う。 イ 認知症ケア向上チームが、家族介護者向け研修セミナーの開催する。(合計5回) (3) 事業効果 ア 認知症介護に関する技術を向上させ、本人目線で介護が行われる環境の整備に寄与する。 イ 家族介護者の介護をサポートし、ケアの質の向上を図る。						
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況		なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員		9,500千円×1.0人=9,500千円						
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	1,626	国庫支出金	813				813	△11,924
前年額	13,550		6,775				6,775	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：認知症・虐待防止担当
 内線：3251 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B38	成年後見制度利用促進事業			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費		
事業期間	平成17年度～	根拠法令	老人福祉法第32条の2				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
							分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット 3-c	
1 事業の概要 今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者が増加し、成年後見制度の需要の増大が見込まれることから、市町村において成年後見制度を活用するための体制の整備・強化の支援をし、成年後見制度の利用を促進する。 (1) 市民後見推進事業 25,350千円 (2) 成年後見制度利用促進体制構築事業 1,635千円 (3) 市町村長申立て支援事業 98千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 市民後見推進事業 25,350千円 市民後見人を養成するための研修の実施等 (研修対象者) 市民後見人として活動することを希望する地域住民 (研修内容等) 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容であるカリキュラムを作成するものとする。 イ 成年後見制度利用促進体制構築事業 1,635千円 ・市町村職員等を対象とした成年後見制度利用促進に関する研修の実施(1回) ・成年後見制度利用促進協議会の開催 ・九都県市首脳会議決議による広報ポスター作成 ウ 市町村長申立て支援事業 98千円 ・市町村職員等を対象に申立てに関する研修の実施(1回)						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10) (2) (国1/2・県1/2) (3) (国1/2・県1/2)				(2) 事業計画 ア 実施予定 28市町 イ・市町村職員等を対象とした成年後見制度利用促進に関する研修の実施(1回) ・成年後見制度利用促進協議会の開催(全県1回・地区7回) ・九都県市首脳会議決議による広報ポスター作成 ウ 市町村職員等を対象に申立てに関する研修の実施(1回)						
3 地方財政措置の状況 なし				(3) 事業効果 成年後見制度が利用しやすい体制の整備 関係機関の連携強化 成年後見制度利用促進に係る市町村職員等研修 (令和2年度 97人参加) 成年後見制度市町村長申立て研修 (令和2年度 85人参加)						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=1,900千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	27,083	国庫支出金	866	繰入金	25,350				867	1,380
前年額	25,703		180		25,050				473	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 地域包括ケア課
 担当名: 認知症・虐待防止担当
 内線: 3262 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B39	認知症の人にやさしい地域づくり推進事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費		
事業期間	平成24年度～	根拠法令	(1), (2) 介護保険法第5条第3項 (3) 老人福祉法第32条の2	宣言項目			02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
				分野施策			010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c	
1 事業の概要 認知症の人と家族が安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、認知症サポーターの養成や市町村認知症施策を推進する。 (1) 認知症サポーター養成促進事業 1,759千円 (2) 市町村認知症施策支援事業 730千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 認知症サポーター等の養成(通年) 1,759千円 認知症になっても地域で安心して暮らせる社会を構築するための応援者である認知症サポーター及び養成の講師役であるキャラバン・メイトを養成する。また、認知症サポート企業を登録し、企業等における認知症サポーターの養成や認知症の人や家族への支援を促進する。 イ 市町村認知症施策支援事業(7月～12月) 730千円 市町村における認知症施策の全体的な向上を図るため、認知症施策の推進についての検討や、先進的な取組について市町村や関係者との情報共有を行う。 (2) 事業計画 ア 認知症サポーターと認知症サポーター養成の担い手であるキャラバン・メイトを継続的に養成する。また、大宮アルディージャ等とコラボレーションし、啓発品を作成する。 イ 認知症施策推進会議(年2回)の開催を通じて市町村支援のあり方を検討するとともに、市町村認知症連絡会(年1回)により各市町村への支援及び市町村間での情報共有を行う。 (3) 事業効果 ア 認知症サポーターの増加 イ 市町村における認知症施策の充実 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 認知症への理解を深め認知症の人を支える取組を行う「認知症サポート企業」の登録を行う。						
2 事業主体及び負担区分 (1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6人=5,700千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	2,489	国庫支出金	1,244						1,245	△1,660
前年額	4,149		1,370						2,779	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：認知症・虐待防止担当
 内線：3251 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B40	若年性認知症施策推進事業			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費		
事業期間	平成21年度～	根拠法令	介護保険法第5条3、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保		SDGsゴール	3	
				分野施策	010205	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり		SDGsターゲット	3-c	
1 事業の概要				5 事業説明						
若年性認知症支援コーディネーターの配置及び若年性認知症に関する啓発を行うことで、相談対応体制を整備し、早期に適切な医療を受けることや、本人の居場所を作るなどして、本人や家族介護者の不安や負担の軽減を図る。 (1) 若年性認知症支援コーディネーター設置等事業 5,796千円 (2) 若年性認知症自立支援体制構築促進事業 123千円 (3) 若年性認知症啓発事業 386千円				(1) 事業内容 ア 若年性認知症支援コーディネーター設置等事業 5,796千円 若年性認知症支援コーディネーターの設置、電話窓口の設置、コーディネーターを中心とした居場所づくりにより、若年性認知症の人及び家族を総合的に支援する。 イ 若年性認知症自立支援体制構築促進事業 123千円 若年性認知症の人や家族に対する支援の充実を図るため、認知症施策の推進についての検討や先進的な取組を通じ行政・医療・介護等の支援関係者との情報共有を行う。 ウ 若年性認知症啓発事業 386千円 企業関係者、専門職、家族等に対して若年性認知症に関する啓発を行い、早期発見や就労継続、介護負担軽減につなげる。 (2) 事業計画 ア 若年性認知症支援コーディネーター及び相談電話窓口の設置 イ 若年性認知症支援関係者の会議（年2回）の開催 ウ 企業関係者や行政・医療・介護等を対象とした若年性認知症支援セミナー（年1回）の開催。若年性認知症啓発リーフレットの作成。 (3) 事業効果 ア 専門の相談窓口を明示することで、スムーズな相談対応及び医療介護連携が可能となる。 イ 先進地域の事例紹介や施策の検討会議の開催により、必要な施策実施につなげる。 ウ 企業等に対する啓発により若年性認知症の人を早期に医療へつなぎ、就労継続につなげる。						
2 事業主体及び負担区分										
(1) (国1/2・県1/2)										
(2) (国1/2・県1/2)										
(3) (国1/2・県1/2)										
3 地方財政措置の状況				なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員				9,500千円×1.0人=9,500千円						
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との対比
決定額	6,305	国庫支出金	3,152						3,153	0
前年額	6,305	国庫支出金	3,152						3,153	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 地域包括ケア課
 担当名: 認知症・虐待防止担当
 内線: 3251 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B41	若年性認知症の人の就労等社会参加支援事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費	
事業期間	令和元年度～ 令和7年度	根拠法令	介護保険法第5条第3項、認知症総合戦略推進事業実施要綱		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c
1 事業概要			5 事業説明					
若年性認知症の人の就労継続・再就職支援、本人ミーティング及び実態調査を実施することで、若年性認知症の人が社会とのつながりを保ち、生きがいを持って暮らせる環境を整備する。 (1) 若年性認知症の人の就労支援事業 10,581千円 (2) 本人ミーティング開催事業 266千円			(1) 事業説明 ア 若年性認知症の人の就労支援事業 10,581千円 企業等に対する雇用継続等への理解促進、若年性認知症の人や家族からの就労継続・再就職に関する相談対応を実施する。 イ 本人ミーティング開催事業 266千円 本人や家族の思いや要望を施策に反映させるため、本人ミーティングを開催する。 (2) 事業計画 ア 専門員の配置、本人・家族とともに企業訪問による理解促進、企業向けセミナーの開催 イ 本人ミーティングの開催 (3) 事業効果 ア 本人や家族の希望する就労継続、再就職ができる環境を整備することができる。 イ 本人や家族の希望を把握することで、望ましい施策を検討することができる。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.0人=9,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	10,847	国庫支出金	5,423				5,424	0
前年額	10,847	国庫支出金	5,423				5,424	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：認知症・虐待防止担当
 内線：3251 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B45	共生のための「チームオレンジ」構築支援事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	在宅高齢者支援事業費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令	介護保険法第5条3項、認知症総合戦略推進事業実施要項			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3, 17
	令和 7年度					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c, 17-17
1 事業概要			5 事業説明						
認知症の人に対する地域の支援を広げるため、「チームオレンジ」を構築するとともに、認知症本人による「希望大使」を設置し、本人発信を支援する。 (1) 「チームオレンジ」構築支援事業 8,656千円 (2) 認知症本人大使「埼玉県希望大使」任命事業 220千円			(1) 事業内容 ア 「チームオレンジ」構築支援事業 (ア) オレンジチューター派遣事業 5,550千円 地域において認知症の人やその家族と認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」の構築を行う市町村を直接支援する専門職（オレンジチューター）を設置、派遣する。 (イ) チーム関係者向けセミナーの開催 1,911千円 「チームオレンジ」の設置について市町村担当者等向けの説明会を開催する。 (ウ) ステップアップ講座標準テキストの作成 1,195千円 認知症サポーターが実際の支援を開始する前に受講する、市町村研修の標準テキストを作成し、支援の向上を図る。 イ 認知症本人大使「埼玉県希望大使」任命事業 220千円 認知症本人の発信支援を行うため、「埼玉県希望大使」を設置する。 (2) 事業計画 ア 「オレンジチューター」を配置（1名） 「チームオレンジ」の構築を支援するために各市町村に配置する、コーディネーター向けの研修開催（2回）、個別支援 イ 「埼玉県希望大使」を任命（3名の予定） 県内各地で開催される認知症サポーター養成講座等で講話などの普及啓発活動を行う。 (3) 事業効果 ア 地域で認知症の人と家族を支える体制を整備する。 イ 認知症本人の普及啓発活動により、認知症に対しての理解が深まる。						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (国10/10、県0) (2) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
9,500千円×1.0人=9,500千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
			国庫支出金						
決定額	8,876	8,656					220	8,876	
前年額	0						0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：認知症・虐待防止担当
 内線：3251 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B42	高齢者虐待対策事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	高齢者虐待防止対策費	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	宣言項目		02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策		010205	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c
1 事業概要			5 事業説明						
高齢者虐待に対応するための支援及び普及啓発を行うとともに、市町村の相談窓口やネットワークづくり等の体制整備を支援する。 (1) 高齢者虐待体制整備事業 14千円 (2) 高齢者虐待対応研修事業 387千円 (3) 介護施設等虐待予防・対応事業 60千円 (4) 要援護高齢者等支援事業 20千円 (5) 養介護施設従事者等研修事業 955千円 (6) 高齢者虐待検証事務 1,390千円			(1) 事業内容 ア 高齢者虐待体制整備事業 14千円 困難事案等について弁護士から助言などの援助を受ける。(随時) イ 高齢者虐待対応研修事業 387千円 高齢者虐待対応専門員研修を実施する。(200人)(5月) 高齢者虐待対応専門員の困難事案対応能力向上のためのフォローアップ研修を実施する。(100人)(1月) ウ 介護施設等虐待予防・対応事業 60千円 介護施設等での虐待防止への取組を実地に指導する。(10か所) エ 要援護高齢者等支援事業 20千円 要援護高齢者等支援ネットワーク会議構成員による会議を開催する。(2月)(1回) オ 養介護施設従事者等研修事業 955千円 介護施設・事業所の職員向け高齢者虐待防止研修を実施する。(500人×4回) カ 高齢者虐待検証事務 1,390千円 心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事例について検証を行う。(随時) (2) 事業計画 ア 弁護士相談などを活用し、市町村における高齢者虐待への対応を支援する。 イ 市町村における高齢者虐待対応窓口での対応能力向上のため、大学教授等専門家による研修を実施する。 更に、困難事案対応能力向上のため、事例検討による研修を実施する。 ウ 介護施設・事業所の職員による高齢者虐待を未然に防止するため、実地指導等を行う。 エ 見守り活動等の活性化を図るため、会議を開催し情報交換を行う。 オ 埼玉県虐待禁止条例の施行に伴い、介護施設・事業所の職員向け高齢者虐待防止研修を実施する。 カ 埼玉県虐待禁止条例の施行に伴い、心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事例について検証を行う。 (3) 事業効果 市町村における速やかな高齢者虐待への対応 専門員の養成状況 平成30年度→256人、令和元年度→227人 令和2年度→250人(予定) 介護施設等従事者への虐待防止への啓発 参加者数 平成30年度→713人、令和元年度→785人、令和2年度→139人(10月末現在)						
2 事業主体及び負担区分									
(1)～(4)(国1/2・県1/2) (5)(6)(県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
(区分) 高齢者保健福祉費(細目) 高齢者福祉費 (細節) 高齢者福祉対策費 (積算内容) 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する事務経費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.5人=14,250千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
予算額		国庫支出金							
決定額	2,826	240						2,586	0
前年額	2,826	240						2,586	

令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3256

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B46	感染症り患ケアラー支援対策事業		一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	介護保険法第5条第3項		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	令和 3年度				分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-c
1 事業概要			5 事業説明					
家族介護者等（ケアラー）が新型コロナウイルスに感染して入院した場合に、濃厚接触者である要援護者が安心して生活できる場所とケアの確保を行い、ケアラーが在宅復帰するまでの間、要援護者を支援する。 (1) 感染症り患ケアラー支援対策事業 42,508千円			(1) 事業内容 社会福祉法人等の施設に設置した濃厚接触者（要援護者）が入所する多機能型簡易居室の維持管理を行い、対応にあたる職員の派遣補助を行う。 42,508千円 (2) 事業計画 多機能型簡易居室設置 令和3年4月～令和4年3月（県内5か所） 対応職員派遣補助 (3) 事業効果 ケアラー、要援護者ともに新型コロナウイルスへの不安を払拭し、安心安全な生活再建につなげる。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
決定額	42,508						42,508	42,508
前年額	0						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課

担当名：施設支援担当

内線：3314

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B214	障害者施設等自立支援給付費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援費		
事業期間	昭和25年度～	根拠法令	障害者総合支援法第94条（義務）			宣言項目		SDGsゴール	10
						分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2, 10-3, 10-4
1 事業概要			5 事業説明						
<p>障害者が施設等において障害福祉サービスを受けたときに、市町村が自立支援給付費として支出した費用に対して一定割合を負担する。また、障害福祉サービス事業所等の人材を確保するため、新任職員向けの研修を実施する。</p> <p>(1) 自立支援給付費 20,943,801千円</p> <p>(2) 障害児（者）短期入所事業費 1,000,306千円</p> <p>(3) 審査事務委託料（療養介護） 95千円</p>			<p>(1) 事業内容 障害者が施設等において、障害福祉サービスを受けたときに市町村が支出する自立支援給付費の一部を負担する。また、障害福祉サービス事業所等の人材を確保するため、新任職員向けの研修を実施する。 ア 自立支援給付費 20,943,801千円 入所施設及び通所事業所の障害福祉サービスに係る自立支援給付費の一部負担。 イ 障害児（者）短期入所事業費 1,000,306千円 短期入所事業所の障害福祉サービスに係る自立支援給付費の一部負担。 ウ 審査事務委託料（療養介護） 95千円 療養介護事業所における医療費の審査事務委託料。</p> <p>(2) 事業計画 ア 自立支援給付費 入所103施設 通所980事業所（令和3年4月見込） イ 障害児（者）短期入所事業費 260事業所（令和3年4月見込） ウ 審査事務委託料（療養介護） 150人/月</p> <p>(3) 事業効果 障害者施設等の利用者数 16,109人（平成22年度）→36,047人（令和元年度）</p> <p>(4) その他 障害者総合支援法において県に義務づけられている負担金。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) 国1/2・（県1/4）・市町村1/4</p> <p>(2) 国1/2・（県1/4）・市町村1/4</p> <p>(3) （県10/10）</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>普通交付税（単位費用）</p> <p>（区分）社会福祉費（細目）障害者自立支援費</p> <p>（細節）障害者自立支援費</p> <p>（積算内容）障害者自立支援給付費負担金</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.1人=10,450千円									
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比	
決定額	21,944,202						21,944,202	1,023,069	
前年額	20,921,133						20,921,133		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3318 (単位：千円)

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業	
B99	地域で暮らす障害児者・ケアラー支援事業費	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援費	
事業期間	根拠法令	障害者総合支援法第78条、児童福祉法第56条の6第2項			宣言項目	SDGsゴール 10	
				分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット 10-2	
1 事業の概要		5 事業説明					
医療的ケア児者への支援を拡充するとともに、地域への支援体制整備の促進を図る。 (1) 障害者地域支援体制整備事業 1,246千円 (2) レスパイトケア受入促進事業 89,000千円 (3) デイサービス設備整備事業 0千円 (4) レスパイトケア看護職員研修事業 0千円 (5) コーディネーター養成研修事業 1,690千円 (6) 医療的ケア児者受入設備整備事業 1,500千円 (7) 医療的ケア児者支援従事者養成研修事業 1,500千円		(1) 事業内容 ア 障害者地域支援体制整備事業 1,372千円 医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児支援の協議の場の設置を促進するとともに、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの設置など市町村の相談支援体制の整備を広域的に支援する。 イ レスパイトケア受入促進事業 89,000千円 医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実を図る。 ウ デイサービス設備整備事業 300千円 専用ベッドの設備がないデイサービス事業所が、新たに医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等の受け入れを始める場合に、その購入経費の一部の補助を行う。 エ レスパイトケア看護職員研修事業 500千円 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等の受け入れを新たに始めるショートステイ及びデイサービスの施設等の看護職員に対する研修について、重症心身障害児等の受入実績がある施設等に対し委託する。 オ コーディネーター養成研修事業 1,690千円 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等が地域で安心して暮らせるよう、適切な支援が行える人材を養成するため研修を実施する。 カ 医療的ケア児者受入設備整備事業 2,250千円 事業所において医療的ケアが必要な障害児者を受入れるため必要なベッドの設置や間仕切り等の費用を補助する。 キ 医療的ケア児者支援従事者養成研修事業 3,000千円 医療的ケアが必要な障害児者を受入れる事業所でたんの吸引等の医療行為を提供できる職員を養成するため、研修費用を補助する。 (2) 事業計画 医療的ケア児者への支援を拡充するとともに、地域の支援体制整備の促進を図る。 (3) 事業効果 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者への地域でのサービス提供を可能とし、介助する家族の精神的・身体的負担が軽減されるとともに、障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようになる。					
2 事業主体及び負担区分							
(1)(5) 国1/2 (県1/2) (2)(6) (県1/2) 市町村1/2 (3)(4)(7) (県10/10)							
3 地方財政措置の状況							
なし							
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員							
9,500千円×1.5人=14,250千円							
予算額		財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
決定額	94,936	国庫支出金				93,468	22,556
前年額	72,380					71,540	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課

担当名：施設支援担当

内線：3314

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																		
B104	地域活動支援センター助成費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	地域活動支援センター助成費																		
事業期間	平成19年度～	根拠法令	障害者総合支援法第77条（任意）、障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱			宣言項目 分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsゴール 10 SDGsターゲット 10-2, 10-3, 10-4																	
1 事業概要			5 事業説明																						
<p>法定外施設（心身障害者地域デイケア施設、精神障害者小規模作業所）から移行した地域活動支援センターが、移行前と同等のサービス提供を確保するため、運営費助成を行う市町村に対し、助成に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(1) 地域活動支援センター運営費補助 80,423千円 (2) 地域活動支援センター等移行支援事業 3,100千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 地域活動支援センター運営費補助 80,423千円 地域活動支援センターは、障害者に対し通所によって絵画や書道などの創作的活動や簡単な作業を行う施設である。法定外施設から移行した地域活動支援センターのうち、県が定める基準を満たす施設の運営費の一部について、県が上乘せ補助を行う。</p> <p>イ 地域活動支援センター等移行支援事業 3,100千円 地域活動支援センター及び生活ホームがその提供するサービスの質を高めるために障害福祉サービス事業所へ円滑に移行できるよう、必要な経費を補助する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 地域活動支援センター</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1決算</td> <td>R2当初見込</td> <td>R3当初見込</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27施設</td> <td>→ 28施設</td> <td>→ 25施設</td> </tr> </table> <p>補助額</p> <table border="1"> <tr> <td>A型</td> <td>4施設（身体・知的・精神 15人以上）</td> <td>26,456千円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>9施設（身体・知的・精神 10人以上）</td> <td>41,271千円</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>12施設（主に精神 概ね10人以上）</td> <td>12,696千円</td> </tr> </table> <p>イ 経営指導（10か所） 1,000千円 人材確保（3か所） 100千円 整備補助（1か所） 2,000千円</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア 地域活動支援センターに移行した法定外施設が、移行前と同等のサービスの提供を確保し、地域で暮らす障害者が安心して施設を利用することができる。</p> <p>イ 地域活動支援センターが、法定の障害福祉サービス事業所へ円滑に移行できる。</p>							R1決算	R2当初見込	R3当初見込		27施設	→ 28施設	→ 25施設	A型	4施設（身体・知的・精神 15人以上）	26,456千円	B型	9施設（身体・知的・精神 10人以上）	41,271千円	C型	12施設（主に精神 概ね10人以上）	12,696千円
	R1決算	R2当初見込	R3当初見込																						
	27施設	→ 28施設	→ 25施設																						
A型	4施設（身体・知的・精神 15人以上）	26,456千円																							
B型	9施設（身体・知的・精神 10人以上）	41,271千円																							
C型	12施設（主に精神 概ね10人以上）	12,696千円																							
2 事業主体及び負担区分																									
<p>(1) 及び(2)（県1/2）市町村1/2 実施主体：市町村 （運営費から市町村単独補助事業分6,000千円を除いた額について1/2ずつ助成）</p>																									
3 地方財政措置の状況																									
なし																									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																									
9,500千円×0.2人=1,900千円																									
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比																	
決定額	83,523						83,523	△15,874																	
前年額	99,397						99,397																		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課

担当名：施設支援担当

内線：3314

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B97	グループホーム等事業助成費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	生活ホーム事業助成費	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	障害者総合支援法第94条第1項（義務） 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱		宣言項目		SDGsゴール	10
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2, 10-3, 10-4
1 事業概要			5 事業説明					
<p>障害者のグループホーム等におけるサービス提供に係る費用を支出した市町村に対して、その費用の一部を負担する。</p> <p>(1) グループホームサービス費負担金 3,656,844千円 (2) グループホーム運営費補助 21,307千円 (3) 生活ホーム運営費補助 25,676千円 (4) 障害者暮らし体験事業 0千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア グループホームサービス費負担金 3,656,844千円 障害者のグループホーム利用に係る訓練等給付費等を支給した市町村に負担金を交付する。</p> <p>イ グループホーム運営費補助 21,307千円 グループホーム利用に係る訓練等給付費が生活ホーム事業の基準額を下回る場合に、その差額を補助する市町村に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>ウ 生活ホーム運営費補助 25,676千円 生活ホーム事業を実施する市町村に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>エ 障害者暮らし体験事業 0千円 生活ホームでの暮らしを希望する利用者が体験利用した場合の費用を補助する市町村に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>(2) 事業計画 グループホーム等の見込量 ※平成27年度～令和元年度は実績値 平成27年度3,475人分 平成28年度3,859人分 平成29年度4,311人分 平成30年度4,758人分 令和元年度5,632人分 令和2年度6,200人分（見込み）</p> <p>(3) 事業効果 グループホーム等の運営が維持されて、地域での住まいの場が確保されることにより、障害者施設からの退所や精神科病院からの退院が促進される。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：市町村 負担区分(1) 国1/2（県1/4）市町村1/4 (2)～(3)（県1/2）市町村1/2								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税（単位費用） (区分) 社会福祉費 (細目) 障害者自立支援費 (細節) 障害者自立支援費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×2.4人=22,800千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
決定額	3,703,827						3,703,827	518,174
前年額	3,185,653						3,185,653	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3317

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B105	障害児等療育支援事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害児等療育支援事業費	
事業期間	平成 8年度～	根拠法令	障害者総合支援法 第78条第1項 (義務) 埼玉県障害児等療育支援事業実施要綱	宣言項目		SDGsゴール		10	
	分野施策			030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2			
1 事業概要			5 事業説明						
在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で療育、相談等が受けられるような体制の整備を行う。また、保育所等の職員を対象に研修会等を行うことで障害児(者)の福祉の向上を図る。 (1) 障害児等療育支援事業 116,973千円			(1) 事業内容 ア 療育等支援施設事業 115,562千円 障害児施設等に委託し、在宅障害児(者)に対し、訪問や外来での療育指導や相談を行う。 イ 療育拠点施設事業 1,411千円 専門的な療育機能を有する施設に委託し、アの事業を実施する障害児施設をバックアップ(処遇困難な事例に対する個別相談や療育方法の指導)する。 (2) 事業計画 充実した職員や設備を有する既存の障害児(者)施設機能を活用することにより、身近な地域で療育体制の充実を図る。県内17圏域において事業を実施。 (3) 事業効果 身近な地域で療育や相談を受けたり、保育所・小中学校等の職員への研修が行われることにより、障害児(者)やその家族に対する療育体制の整備が促進される。 平成29年度 訪問相談件数 6,760件、外来相談件数 8,196件、施設相談件数 2,534件 平成30年度 訪問相談件数 6,961件、外来相談件数 6,892件、施設相談件数 2,321件 令和元年度 訪問相談件数 6,502件、外来相談件数 8,083件、施設相談件数 2,522件						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費 (細目)知的障害者福祉費 (細説)知的障害者保護費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (人件費) 9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	116,973							116,973	0
前年額	116,973							116,973	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3317

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B101	ホームヘルプサービス事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	ホームヘルプサービス事業費	
事業期間	平成12年度～	根拠法令	1・2・5 3・4	障害者総合支援法 第94条第1項(義務) 障害者総合支援法 第78条(任意)		宣言項目 分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsゴール 10 SDGsターゲット 10-2
1 事業概要			5 事業説明					
<p>障害者の自立した地域生活を支援するため、ホームヘルプサービス等を提供した市町村に対して費用の一部を負担する。また従事者の養成研修を実施する。</p> <p>(1) ホームヘルプサービス事業 4,325,949千円→4,349,094千円</p> <p>(2) サービス利用計画作成 367,338千円→369,304千円</p> <p>(3) 専門分野従事者養成研修事業 3,513千円</p> <p>(4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業 210,000千円</p> <p>(5) システム改修 3,624千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア ホームヘルプサービス事業費 4,325,949千円→4,349,094千円 日常生活に支障のある障害児・者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスの利用に係る介護給付費を支給した市町村に対して、負担金を交付する。</p> <p>イ サービス利用計画作成費 367,338千円→369,304千円 障害者サービスに対して支給決定をする際に、相談支援事業者が作成したサービス等利用計画作成費等に係る介護給付費を支給した市町村に対して、負担金を交付する。</p> <p>ウ 専門分野従事者養成研修事業費 3,513千円 障害の特性に応じた専門性の高い知識と技術の習得を目的とする研修を実施し、障害者への質の高いサービス提供を行える人材を確保する。</p> <p>エ 重度障害者に係る市町村特別支援事業 210,000千円 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対して、国及び都道府県が一定の財政支援を行う。</p> <p>オ システム改修費 3,624千円 障害福祉サービス事業等の円滑な実施を図るため、事業者等管理システムの必要な改修を行う。</p> <p>(2) 事業計画 ホームヘルプサービス等を提供した市町村に対して負担金を交付することにより、日常生活に支障のある障害児・者の自立した地域生活を支援する。</p> <p>(3) 事業効果 日常生活に支障がある障害児・者が、在宅で自立した生活が可能になり、生活の質が向上する。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4</p> <p>(2) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4</p> <p>(3) (国1/2 県1/2) ・ (県10/10)</p> <p>(4) (国2/3 県1/3) (5) 県10/10</p>								
3 地方財政措置の状況								
<p>第四節 厚生労働費</p> <p>第二款 社会福祉費</p> <p>4 障害者自立支援費</p>								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1,1人=10,450千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
決定額			国庫支出金				4,793,932	424,832
前年額			141,603				4,368,935	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3317

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B103	障害者地域生活サポート事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者地域生活サポート事業費		
事業期間	平成10年度～	根拠法令	埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱	宣言項目		SDGsゴール		10		
	分野施策			030730 障害者の自立・生活支援		SDGsターゲット		10-2		
1 事業概要 一時預かりや移送サービスを提供する事業を実施する市町村に対して補助を行う。 (1) 障害者地域生活サポート事業 96,200千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 障害者地域生活サポート事業 96,200千円 障害者やその家族の生活を支えるために、個々の生活にあった多様なサービスを提供している民間団体に助成する市町村に対して補助金を交付する。 (2) 事業計画 障害者総合支援法のサービスだけでは障害児者や家族のニーズに対応しきれないため、障害児者及び家族の多様なニーズに柔軟に対応できるサービスを提供する。 (3) 事業効果 各市町村における在宅障害者福祉サービスの充実が図られ、在宅障害者の自立した生活と社会参加が促進される。また、家族の介護負担が軽減される。						
2 事業主体及び負担区分 (県1/2)、市町村1/2										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
		繰入金								
決定額	96,200	87,000						9,200	0	
前年額	96,200	87,000						9,200		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3317

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B102	全身性障害者介助人派遣事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	全身性障害者介助人派遣事業費	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱	宣言項目		SDGsゴール		10	
	分野施策			030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット		10-2		
1 事業概要 重度障害者に対し、一定の要件を満たす自薦介助人を派遣した市町村に対して補助を行う。 (1) 全身性障害者介助人派遣事業費 10,538千円 (2) 法施行円滑化事務等支援事業費 170千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 全身性障害者介助人派遣事業 10,538千円 全身性障害者自らが推薦する介助人を登録し、日常生活の全般にわたる介助サービスを提供するために介助人を派遣した市町村に対して、その経費の一部を補助する。 イ 法施行円滑化事務等支援事業 170千円 障害福祉サービス事業等の円滑な実施を図るため全事業所・施設を対象とした合同会議を開催する。 (2) 事業計画 介助が日常生活の全般にわたる全身性障害者に対して、自薦介助人を派遣した市町村に対して、経費の一部を補助する。 (3) 事業効果 介助が日常生活の全般にわたる全身性障害者に対して、自薦介助人を派遣することにより、重度障害者の自立した生活を支えることができる。					
2 事業主体及び負担区分 (1) (県1/2)・市町村1/2 (2) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 第四節 厚生労働費 第二款 社会福祉費 4 障害者自立支援等諸費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
決定額	10,708							10,708	628
前年額	10,080							10,080	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：総務・市町村支援担当
 内線：3300 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B100	市町村地域生活支援事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	市町村地域生活支援事業費		
事業期間	平成18年度～	根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第94条（必須）			宣言項目		SDGsゴール	10, 16, 17
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2, 16-7, 17-17	
1 事業概要			5 事業説明						
市町村が地域の実情に応じて行うコミュニケーション支援や移動支援等の事業に要する経費の一部を補助する。			(1) 事業内容 障害者が地域で自立した生活ができるよう、地域の実情や障害者の状態に応じて市町村が実施するコミュニケーション支援や移動支援等の事業に要する経費の一部を補助する。						
(1) 市町村地域生活支援事業 1,174,500千円			(2) 事業計画 市町村において下記の事業を実施することにより、障害者等の地域生活を支援する。 ア 理解促進研修・啓発事業 イ 自発的活動支援事業 ウ 相談支援事業 エ 成年後見制度利用支援事業 オ 成年後見制度法人後見支援事業 カ 意思疎通支援事業 キ 日常生活用具給付等事業 ク 手話奉仕員養成研修事業 ケ 移動支援事業 コ 地域活動支援センター機能強化事業 サ その他、地域の実情に応じて行う事業						
2 事業主体及び負担区分 事業主体：市町村 負担区分：国1/2（県1/4）市町村1/4			(3) 事業効果 地域の実情に応じて市町村の判断で事業を実施することにより、効率的・効果的なサービス提供が可能となる。						
3 地方財政措置の状況 交付税単位費用 第四節 厚生労働費 第二款 社会福祉費 4 障害者自立支援費			(4) その他 なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 事業に係る人件費 本庁 9,500×2人=19,000千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
決定額	1,174,500						1,174,500	23,200	
前年額	1,151,300						1,151,300		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課

担当名：施設支援担当

内線：3347

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B107	障害者就労施設支援事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	工賃向上支援事業費		
事業期間	平成 2年度～	根拠法令	障害者総合支援法第2条、第78条（義務）			宣言項目		SDGsゴール	8, 10
						分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	8-5, 10-2
1 事業概要			5 事業説明						
<p>障害者が働くことを実感し、地域で経済的に自立した生活を送るため、障害者就労施設製品への理解の促進と魅力ある商品開発や販路拡大を図り、障害者の工賃向上につなげる。</p> <p>(1) 販売促進事業 3,271千円 (2) 技術指導員支援制度 2,132千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 販売促進事業（障害者就労施設製品のPRや展示・販売活動に対する支援）</p> <p>（ア） 彩の国セルフまつり 777千円 （イ） 商品展示・販売会 1,200千円 （ウ） サデコショップでの展示・販売 1,200千円 （エ） 障害者就労施設応援企業・協力企業 94千円</p> <p>イ 技術指導員支援制度 2,132千円 （ア） 工賃向上のための生産技術の習得、品質の向上等に必要の技術指導員確保への支援 2,029千円 （イ） 工賃向上研修会 103千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 販売促進事業</p> <p>（ア） 彩の国セルフまつり開催に対する補助（1回） （イ） 駅コンコース等における商品展示・販売会に対する補助 （ウ） サデコショップでの展示・販売に対する補助（年間） （エ） 購入実績などがある企業のPRと感謝状の贈呈</p> <p>イ 技術指導員支援制度 （ア） 技術指導員確保への支援（10施設） （イ） 工賃向上研修会（1回）</p> <p>(3) 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者や障害者就労施設への理解が深まるとともに施設の利用者である障害者の工賃が向上する。 ・精神障害者の職場定着が促進される。 <p><平均工賃月額推移> 平成24年度：12,907円、平成25年度：13,309円、平成26年度：13,950円、平成27年度：14,189円、平成28年度：14,492円、平成29年度：14,517円、平成30年度：15,067円、令和元年度：15,009円</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>事業主体：民間団体（ア(ア)～(ウ)、イ(ア)） 県（ア(エ)、イ(イ)） 負担区分：（県10/10）民間団体 0 イ(ア)以外 （県1/2）民間団体 1/2 イ(ア)</p>									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.5人=14,250千円									
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比	
決定額	5,403						5,403	△1,136	
前年額	6,539						6,539		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課

担当名：施設支援担当

内線：3556

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B108	障害者農業参入チャレンジ事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	工賃向上支援事業費	
事業期間	平成26年度～ 令和 3年度	根拠法令	障害者総合支援法第2条、第78条（義務）			宣言項目	SDGsゴール 8, 10	
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット 8-5, 10-2	
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>障害者就労施設が、安定した需要のある玉ねぎの生産・販売を行うことで、障害者の工賃向上を図る。 また、農家と障害者就労施設とをマッチングすることにより、施設外就労の機会の拡大を図る。</p> <p>(1) 障害者農業参入チャレンジ事業 3,717千円</p> <p>(2) 農福連携マッチングモデル事業 1,864千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 障害者農業参入チャレンジ事業 3,717千円 県は、玉ねぎを生産する障害者就労施設を決定し、生産から出荷までの技術指導及び技術習得支援を民間事業者に委託する。障害者就労施設は、農業技術指導・技術習得支援を受けて玉ねぎを生産・出荷する。</p> <p>イ 農福連携マッチングモデル事業 1,864千円 県が民間事業者に委託して、農家（農業法人）と障害者施設との仕事のマッチングを行う。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 令和3年度【参加施設数 2】 ・令和3年度産玉ねぎの収穫及び出荷などへの技術指導及び支援</p> <p>イ 令和3年度【件数 2】 ・障害者就労施設に仕事を発注する農家（農業法人）を開拓 ・依頼があった農作業について、スケジュール等を調整 ・作業当日は、施設に同行して農作業の指導（事前研修も実施）</p>					
2 事業主体及び負担区分			(2) 事業効果					
<p>(1) 一部経費(国10/10)</p> <p>(2) 一部経費(国10/10)</p>			<p>ア 平成26年度【参加施設数 5】 平成27年度【参加施設数 10】 平成28年度【参加施設数 12】 平成29年度【参加施設数 9】 平成30年度【参加施設数 6】 令和元年度【参加施設数 4】 令和2年度【参加施設数 2】</p> <p>イ 令和2年度【参加施設数 2】</p>					
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.0人=9,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	5,581	国庫支出金					3,061	△6,530
前年額	12,111						7,128	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課

担当名：施設支援担当

内線：3556

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B109	障害者就労施設県庁舎環境管理事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	工賃向上支援事業費		
事業期間	平成27年度～	根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、第5条（義務）			宣言項目		SDGsゴール	8, 10
			障害者優先調達推進法第4条（任意）	分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	8-5, 10-2		
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>埼玉県障害者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの調達を推進するため、障害者就労継続支援B型事業所に対し、県庁舎環境管理業務の一部を委託する。あわせて、埼玉県工賃向上計画を推進し、障害者の工賃向上を図る。</p> <p>(1) 障害者就労施設県庁舎環境管理業務委託 15,134千円</p>			<p>(1) 事業内容 障害者就労施設県庁舎環境管理業務委託</p> <p>(2) 事業計画 清掃業務及び水質検査業務委託 南部保健所、狭山保健所、本庄保健所 川越児童相談所、熊谷児童相談所</p> <p>(3) 事業効果 ア 県庁舎の執務環境の保全と秩序の維持 5か所 イ 県の障害者就労施設等からの調達の推進 15,134千円</p> <p>(4) その他 ア 令和元年10月1日から令和4年9月30日までの長期継続契約</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500円×0.2人=1,900千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	15,134						15,134	0	
前年額	15,134						15,134		

令和 3年度予算見積調書

課室名： 障害者支援課
 担当名： 総務・市町村支援担当
 内線： 3308 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B96	障害者虐待対策事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者虐待防止対策費	
事業期間	平成22年度～	根拠法令	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	宣言項目				SDGsゴール	16, 10, 17
				分野施策			030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	16-1, 16-2, 16-7, 1
1 事業の概要				5 事業説明					
障害者虐待防止法及び虐待禁止条例に基づき、障害者虐待に対応するための支援及び普及啓発を行うとともに、市町村及び障害福祉サービス事業所等の職員の専門性強化を図るための研修を実施する。 (1) 障害者虐待防止・権利擁護研修事業 2,308千円 (2) 障害者権利擁護センター設置事業 395千円 (3) 障害者虐待検証事務 480千円				(1) 事業内容 ア 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 2,308千円 ・通報窓口対応職員向け(1回) ・障害福祉サービス事業所管理者向け(1回) ・障害福祉サービス事業所虐待防止マネージャー向け(1回) ・障害福祉サービス事業所従事者向け(3回) イ 障害者権利擁護センター設置事業 395千円 ・休日・夜間対応体制 ・啓発リーフレット作成(1,100箇所配布) ウ 障害者虐待検証事務 480千円 (2) 事業計画 ア 虐待通報先である市町村や障害福祉サービス事業所の職員に対して虐待防止研修を実施する。 イ 県の虐待通報先である障害者権利擁護センターの窓口を24時間体制とするとともに虐待防止の普及啓発を図る。 ウ 県虐待禁止条例第22条に基づき、心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待事例について検証を行う。 (3) 事業効果 障害者虐待の予防や虐待が起こった場合の対応が速やかになる。 研修受講者数 平成29年度 796名 平成30年度 836名 令和元年度 603名 令和2年度 700名(予定) (4) その他					
2 事業主体及び負担区分 (1)～(3)(国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.5人=14,250千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	3,183	国庫支出金	1,591					1,592	△797
前年額	3,980		1,989					1,991	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：総務・市町村支援担当
 内線：3308 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B172	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等継続支援事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	
事業期間	令和 3年度～	根拠法令			宣言項目		SDGsゴール	
					分野施策		SDGsターゲット	
1 事業概要			5 事業説明					
新型コロナウイルスの感染防止の観点から、障害福祉サービス施設・事業所等が、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、かかり増し経費に対して支援を行う。 (1) 障害福祉サービス等継続支援事業費 44,400千円			(1) 事業内容 新型コロナウイルスの感染防止の観点から、障害福祉サービス施設・事業所等が、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、かかり増し経費に対して支援を行う。 (2) 事業計画 ア 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所等を対象に、必要となるかかり増し経費を補助する ・事業所・施設等の消毒・清掃費用 ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費 等 イ 障害福祉サービス等事業所との連携支援 アの事業所の利用者の受入れや、応援職員の派遣を行った事業所を対象に、必要となるかかり増し経費を補助する ・新たな利用者を受け入れるための調整に係る事務費 ・職員の応援派遣に係る費用 等 (3) 事業効果 新型コロナウイルスが蔓延している状況においても、障害福祉サービス等事業所は、障害児者やその家族の日常生活を支えるため、特別な形でサービス提供を求められている。そのような事業所の負担を軽減することにより、障害福祉サービスの提供体制を確保することができる。					
2 事業主体及び負担区分 実施主体：県 負担区分：(国10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.5人=14,250千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	44,400	国庫支出金	44,400				0	44,400
前年額	0						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3318

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B111	感染症り患ケアラー支援対策事業費（障害児者）		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令				宣言項目		SDGsゴール	10
	令和 3年度		分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2			
1 事業概要			5 事業説明						
家族介護者等（ケアラー）が新型コロナウイルスに感染して入院した場合でも、濃厚接触者である障害児者が安心して生活できる場所とケアの確保を行う。 (1)多機能型簡易居室の設置費用 96千円 (2)危険手当・派遣費用 20,160千円			(1) 事業内容 家族介護者等（ケアラー）が新型コロナウイルスに感染して入院した場合でも、濃厚接触者である障害児者が安心して生活できる場所とケアの確保を行う。 (2) 事業計画 ア 多機能型簡易居室の設置費用 4,992千円 社会福祉法人の施設の敷地内に多機能型簡易居室を設置する。 イ 危険手当・派遣費用 40,320千円 多機能型簡易居室を設置した社会福祉法人及び近隣施設職員に応援職員を派遣してもらい、ケアラーが在宅復帰するまでの間、障害児者の支援を行う際の、危険手当・派遣費用を負担する。 (3) 事業効果 家族介護者等（ケアラー）が新型コロナウイルスに感染して入院した場合でも、濃厚接触者である障害児者が安心して生活できる場所とケアの確保ができる。						
2 事業主体及び負担区分									
実施主体：県 負担区分：(1) 県 10 / 10 (2) 国 10 / 10									
3 地方財政措置の状況			なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.5人=4,750千円						
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	20,256	国庫支出金	20,160				96	20,256	
前年額	0						0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：施設整備・法人指導担当
 内線：3313 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B110	障害児（者）福祉施設等施設整備費		一般会計	民生費	社会福祉費	社会福祉施設費	心身障害児（者）援護施設等整備助成費		
事業期間	昭和33年度～	根拠法令	障害者総合支援法87条、89条（任意）、児童福祉法56条（任意）			宣言項目		SDGsゴール	10, 17
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2, 10-3, 17-17	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>障害児（者）の生活の場である障害者入所施設等の整備に要する費用の一部を社会福祉法人等に助成し、障害児（者）の地域生活を支援する。</p> <p>また、施設の老朽化による大規模修繕等を行い、利用者の安心・安全を確保するとともに、生活環境の改善を図る。また、障害者入所施設等に非常用自家発電設備を整備し、災害時等停電時に医療的配慮が必要な利用者の安全及びライフラインを確保する。障害福祉サービス事業所等に防犯カメラ等を整備し、利用者及び職員の安心・安全を確保する。</p> <p>(1) 障害児（者）福祉施設等施設整備事業 1,638,023千円</p> <p>(2) 防犯対策強化事業 38,483千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 障害者入所施設の創設 1箇所 359,782千円</p> <p>イ 通所事業所の創設 3箇所 159,173千円</p> <p>ウ グループホームの創設 5箇所 324,802千円</p> <p>エ 老朽化による大規模修繕等 5箇所 489,020千円</p> <p>オ 非常用自家発電設備の整備 15箇所 305,246千円</p> <p>カ 防犯設備の整備 33箇所 38,483千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 障害者入所施設の創設 障害者入所施設を創設することにより、入所待機者の解消と障害者の利便性の向上を図る。</p> <p>イ 通所事業所の創設 日中活動の場である通所事業所を創設することにより、障害児（者）の自立の支援や社会経済活動への参加を推進する。</p> <p>ウ グループホームの創設 グループホームの創設により、障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう住まいの場を確保する。</p> <p>エ 老朽化による大規模修繕等 施設の大規模修繕等を行うことにより、利用者の安心・安全を確保するとともに、生活環境の改善を図る。</p> <p>オ 非常用自家発電設備の整備 障害者入所施設等に非常用自家発電設備を整備することで、災害時等に利用者及び職員の安全を確保する。</p> <p>カ 防犯設備の整備 障害福祉サービス事業所等に防犯カメラ等の設備を整備することで、利用者及び職員の安心・安全を確保する。</p> <p>(3) 事業効果 障害者入所施設定員数 30名増・通所事業所定員数 45名増・グループホーム定員数 68名増</p>						
2 事業主体及び負担区分									
事業主体：社会福祉法人、医療法人等 負担区分：（国1/2・県1/4）事業主体1/4									
3 地方財政措置の状況									
社会福祉施設整備事業債 充当率80% 行政改革推進債									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
【人件費】 本庁：1人×9,500＝9,500千円 地域：3.2人×9,500＝30,400千円									
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
予算額		国庫支出金	県 債						
決定額	1,676,506	1,117,650	546,000				12,856	△261,631	
前年額	1,938,137	1,292,070	629,000				17,067		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3318

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B215	児童措置委託費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費		
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第50条、第51条、第53条、第55条、第56条			宣言項目		SDGsゴール	10
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2	
1 事業概要			5 事業説明						
心身に障害のある児童を、その障害の程度や種別に応じた児童福祉施設に入所させ、日常生活の指導や自立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行う。 (1) 児童措置費 703,188千円 (2) 障害児入所給付費 491,744千円 (3) 審査支払事務委託料 462千円			(1) 事業内容 児童福祉法に基づき、障害児に対し、障害の程度及び種別に応じた支援を行い、障害児に対する福祉の推進を図る。 ア 児童措置費 703,188千円 県が虐待等により措置した児童の施設入所に係る費用 イ 障害児入所給付費 491,744千円 県から支給決定を受け、契約により施設入所する児童に係る費用 ウ 審査支払事務委託料 462千円 障害児入所給付費及び上記ア及びイに係る医療費の審査事務費 肢体不自由児通所医療費に係る審査事務費の県負担分 (2) 事業計画 ◎令和3年度 措置・契約児童数の見込み 措置：148人・契約：110人 (3) 事業効果 施設利用児童数（入所） 平成27年度：234人、平成28年度：234人、平成29年度：228人、平成30年度221人、令和元年度241人						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (2) (国1/2・県1/2) (3) (県10/10)、(県1/2)市町村1/2									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税（単位費用） (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 児童措置費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.5人=4,750千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	1,195,394	国庫支出金	571,962	分担金・負担金	1,795			621,637	15,004
前年額	1,180,390	566,581	1,547				612,262		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3317

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B106	心身障害児通園訓練費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費		
事業期間	平成24年度～	根拠法令	児童福祉法第51条、55条(義務)			宣言項目		SDGsゴール	10
	分野施策					030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2	
1 事業概要 在宅の障害児に対して、通所の方法により、療育訓練を実施し、日中の居場所を提供する。 (1) 児童発達支援事業 6,589,026千円→6,624,278千円 (2) 障害児通所給付費負担金 1,982,428千円→1,993,034千円 (3) 障害児相談支援事業 148,579千円→149,374千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 児童発達支援事業 6,589,026千円→6,624,278千円 イ 障害児通所給付費負担金 1,982,428千円→1,993,034千円 在宅の障害児が児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用し、保育士等による集団療育や個別療育を受けた時の障害児通所給付費について、給付費を支給した市町村に対し負担金を交付する。 ウ 障害児相談支援事業 148,579千円→149,374千円 相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に関する障害児相談支援給付費について、給付費を支給した市町村に対し負担金を交付する。 (2) 事業計画 在宅の障害児が障害に応じた療育・訓練を受け、一人ひとりの状態に応じた発達を支援するとともに、学校通学中の障害児の放課後や夏休みの居場所づくりを推進する。 (3) 事業効果(利用者数) 平成27年度：7,639人 平成28年度：9,653人 平成29年度：11,845人 平成30年度：13,758人 令和元年度：15,428人 令和2年度：17,311人(見込)						
2 事業主体及び負担区分 事業主体：市町村 負担区分：国1/2(県1/4)市1/4									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細説) 児童措置費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (人件費) 9,500千円×1.3人=12,350千円									
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比	
決定額	8,766,686						8,766,686	1,470,043	
前年額	7,296,643						7,296,643		

令和 3年度予算見積調書

課室名：障害者支援課
 担当名：地域生活支援担当
 内線：3318

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B98	民間心身障害児（者）施設重度療育等事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	心身障害児（者）特別療育費	
事業期間	昭和55年度～	根拠法令	障害者基本法第14条、第17条（任意）	宣言項目		SDGsコード		10	
	分野施策			030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	10-2			
1 事業概要			5 事業説明						
民間の重症心身障害児（者）の入所施設に、直接処遇職員の人件費と貸おむつ利用費の一部を補助する。 (1) 民間心身障害児（者）施設重度療育費 317,184千円 (2) 重症心身障害児（者）施設等貸おむつ利用費 1,003千円			(1) 事業内容 ア 民間心身障害児（者）施設重度療育事業費 317,184千円 社会福祉法人が運営する重症心身障害児（者）の入所施設が、看護師などの直接処遇職員を加配している場合に、特別療育費を助成する。 イ 重症心身障害児（者）施設貸おむつ利用費 1,003千円 リースにより常時おむつを使用する重症心身障害児（者）の入所施設に対し、その経費の一部を補助する。 (2) 事業計画 ア 民間心身障害児（者）施設重度療育事業費 6施設（対象児者数：413人） イ 重症心身障害児（者）施設貸おむつ利用費 2施設 859,000枚 補助基準単価 7円/枚 補助率 1/6 (3) 事業効果 ア 民間心身障害児（者）施設重度療育事業費 平成29年度：5施設（221,366,600円）、平成30年度：6施設（281,678,500円）、令和元年度：6施設（297,288,400円） イ 重症心身障害児（者）施設貸おむつ利用費 平成29年度：2施設（1,296,100円）、平成30年度：2施設（846,980円）、令和元年度：2施設（611,550円） (4) その他						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (県10/10)									
(2) (県 1/ 6) 法人5/6									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.1人=950千円									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	318,187							318,187	△10,247
前年額	328,434							328,434	